

## 目 次

第1章	計画策定の趣旨 .....	1
1	計画策定の背景と趣旨 .....	1
2	計画の性格・位置づけ .....	1
3	計画の対象者 .....	2
4	計画の期間 .....	2
5	計画策定の方法 .....	2
第2章	子どもを取り巻く現状 .....	3
1	人口構成等 .....	3
2	家族や地域の状況 .....	8
3	就労状況 .....	14
4	ニーズ調査結果 .....	16
5	施策実施状況の評価 .....	22
6	課題の整理 .....	26
7	人口・児童数の推計 .....	27
第3章	計画の基本方針 .....	28
1	基本理念 .....	28
2	基本的視点 .....	29
3	基本目標 .....	30
4	施策の体系 .....	31
5	重点施策 .....	32
第4章	取り組みの方向 .....	34
1	地域における子育て支援 .....	34
2	すべての親子の健やかな成長への支援 .....	36
3	親子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり .....	40
4	配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援 .....	44
5	豊かで安心できる家庭生活・地域生活のための支援 .....	47
第5章	子ども・子育て支援事業計画 .....	51
1	教育・保育の提供区域の設定 .....	51
2	幼児期の学校教育・保育 .....	51
3	地域子ども・子育て支援事業 .....	55
4	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....	61
第6章	計画の推進方策 .....	62
関連資料	.....	63
1	東峰村子ども・子育て会議条例 .....	64
2	東峰村子ども・子育て会議 委員名簿 .....	65
3	東峰村子ども・子育て会議 審議経過 .....	65
4	用語解説 .....	66



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と趣旨

全国的な少子化の流れを変えるため、国は、様々な対策を講じてきており、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）を公布しました。これに基づき本村では、「東峰村次世代育成支援行動計画」（以下、「行動計画」という。）について、後期計画を策定（平成22年3月）し、計画的に次世代育成支援対策の取り組みを進めてきました。

平成24年には、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする子ども・子育て支援の新たな制度が平成27年度より施行されました。

子ども・子育て支援法に基づき、本村では、「東峰村次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」（以下、略称『東峰村子育て支援プラン』という。計画期間：平成27年度から令和元年度まで）を策定し、子ども・子育て支援に関する取り組みを総合的に進めてきました。

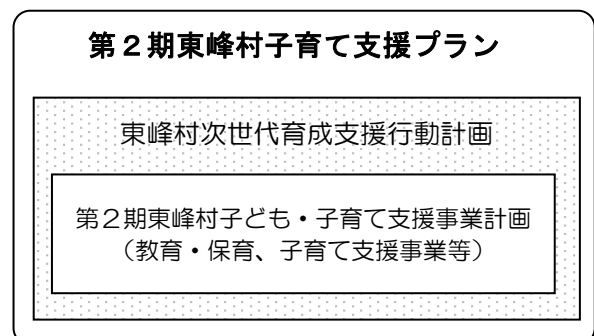
これまでの成果を踏まえ、次期計画である「第2期東峰村子育て支援プラン」を策定するものです。

## 2 計画の性格・位置づけ

この「第2期東峰村子育て支援プラン」は、「次世代育成支援行動計画」と「第2期東峰村子ども・子育て支援事業計画」を合わせたものです。次世代育成支援行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」（第8条）に基づき、子どもや子育て家庭などを対象として、東峰村が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

また、「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」（第61条）に規定される計画で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めています。

「子ども・子育て支援事業計画」は、「次世代育成支援行動計画」のうちの教育・保育、子育て支援事業等の事業計画として位置づけられるため、「第2期東峰村子ども・子育て支援事業計画」を「次世代育成支援行動計画」に含める形で本計画は構成されています。



### 3 計画の対象者

---

子ども・子育て支援法では、「子ども」について、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を対象としているため、本計画では計画の対象者を18歳以下としますが、特に妊産婦を含む中学校卒業までの児童に重点を置いた計画とします。

### 4 計画の期間

---

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

### 5 計画策定の方法

---

本計画は、平成30年度に実施した就学前児童保護者へのニーズ調査（アンケート調査）、関係機関へのヒアリング等による子どもを取り巻く現況把握、前期計画の施策実施状況を踏まえ、東峰村子ども・子育て会議の協議によって策定を行いました。

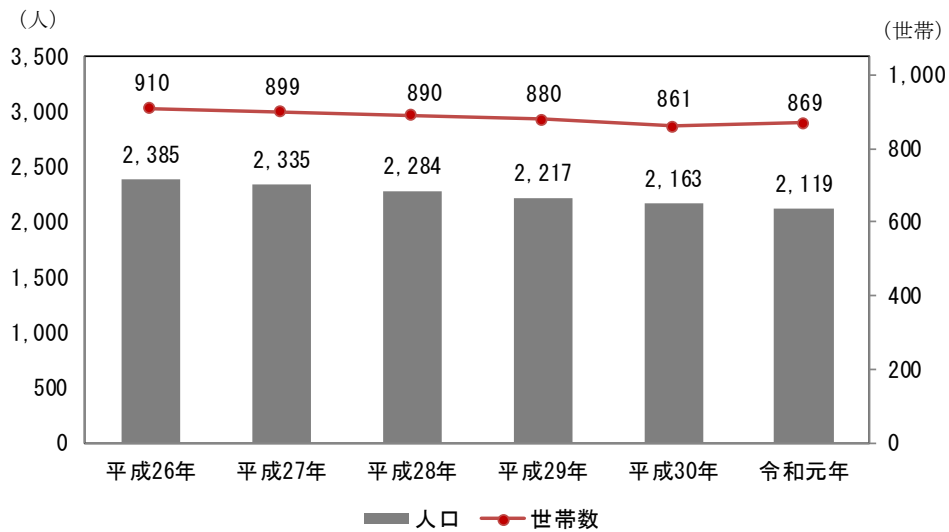
# 第2章 子どもを取り巻く現状

## 1 人口構成等

### (1) 人口の推移

- 本村の人口は、平成26年から令和元年にかけて減少しています。
- 世帯数も減少傾向にあります。令和元年に増加しています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

### (2) 年齢3区分別人口

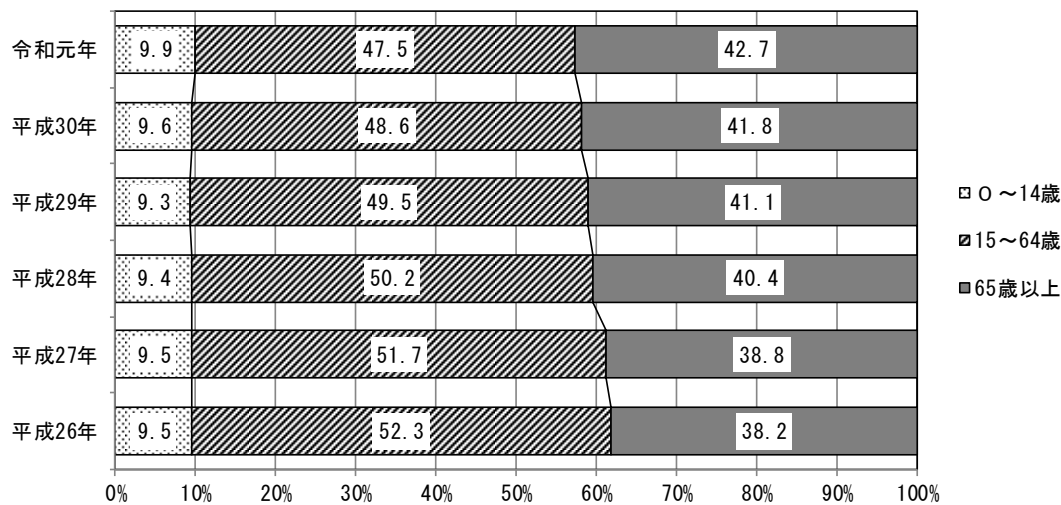
- 年齢3区分別人口の構成比では、0～14歳が減少していますが、平成30年から令和元年にかけてわずかに増加し、人口構成比も増加しています。
- 生産年齢人口（15～64歳）は、減少傾向が大きくなっています。65歳以上の人口は、平成28年から令和元年にかけて減少しています。

■年齢3区分別人口の動向

項目		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
総人口		(人) 2,385	2,335	2,284	2,217	2,163	2,119	
年齢階層別	実数 (人)	0～14歳	227	222	215	207	207	209
		15～64歳	1,247	1,207	1,147	1,098	1,051	1,006
		65歳以上	911	906	922	912	905	904
	構成比 (%)	0～14歳	9.5	9.5	9.4	9.3	9.6	9.9
		15～64歳	52.3	51.7	50.2	49.5	48.6	47.5
		65歳以上	38.2	38.8	40.4	41.1	41.8	42.7
世帯数		(戸) 910	899	890	880	861	869	
戸当たり人員		(人/戸) 2.62	2.60	2.57	2.52	2.51	2.44	

資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

■年齢3区分別人口構成比の推移

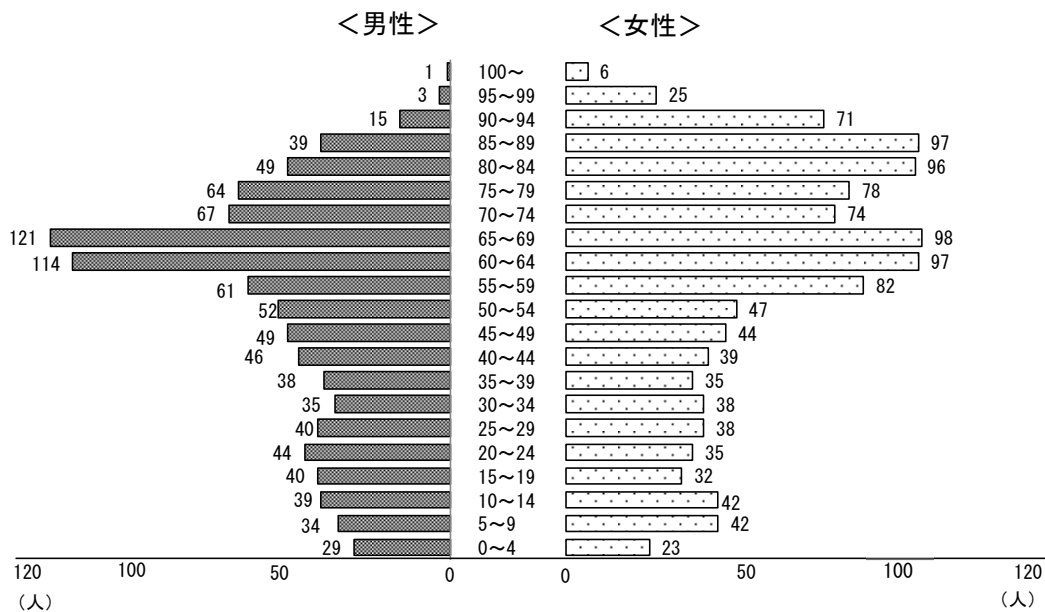


資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

(3) 人口構造

- ・本村の人口構造は、男性では、60~69歳の人口が多く、女性では55~89歳の人口が多くなっています。
- ・今後、出生や転入の動向によっては、55歳以上人口の高齢化により急激な人口減少が予測されます。

■本村の人口構造

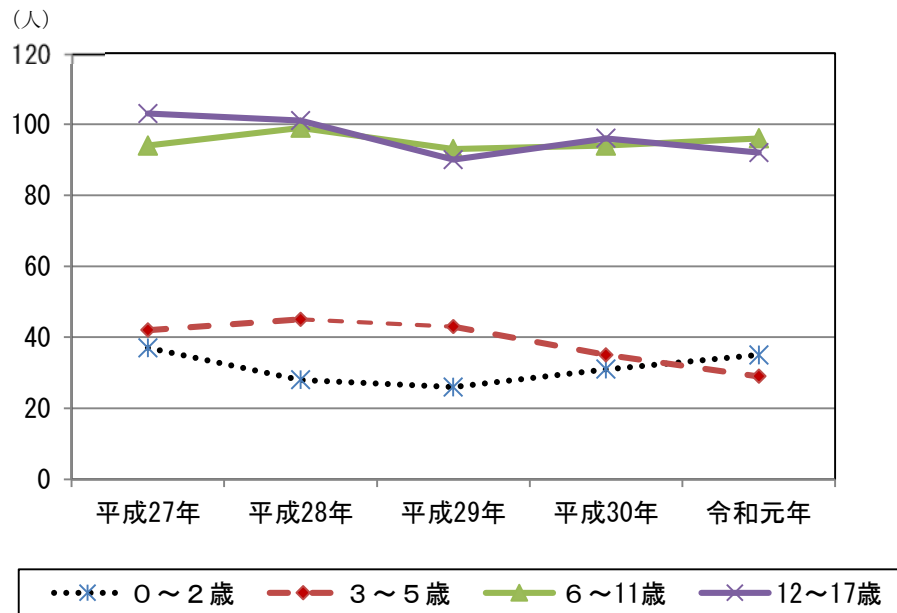


資料：住民基本台帳人口（平成31年3月末）

(4) 児童数

- ・児童数は、減少傾向にありますが、平成29年から令和元年にかけて増加に転じています。平成30年以降3～5歳児は減少していますが、0～2歳児は増加しています。

■児童数の推移



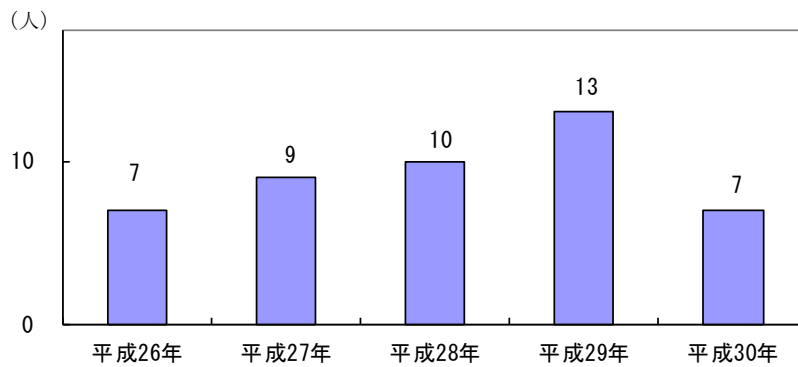
	年齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実数 (人)	0～2歳	37	28	26	31	35
	3～5歳	42	45	43	35	29
	6～11歳	94	99	93	94	96
	12～17歳	103	101	90	96	92
	計	276	273	252	256	252
増減率 (%)	0～2歳	-	-24.3	-7.1	19.2	12.9
	3～5歳	-	7.1	-4.4	-18.6	-17.1
	6～11歳	-	5.3	-6.1	1.1	2.1
	12～17歳	-	-1.9	-10.9	6.7	-4.2
	計	-	-1.1	-7.7	1.6	-1.6
構成比 (%)	0～2歳	13.4	10.3	10.3	12.1	13.9
	3～5歳	15.2	16.5	17.1	13.7	11.5
	6～11歳	34.1	36.3	36.9	36.7	38.1
	12～17歳	37.3	37.0	35.7	37.5	36.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

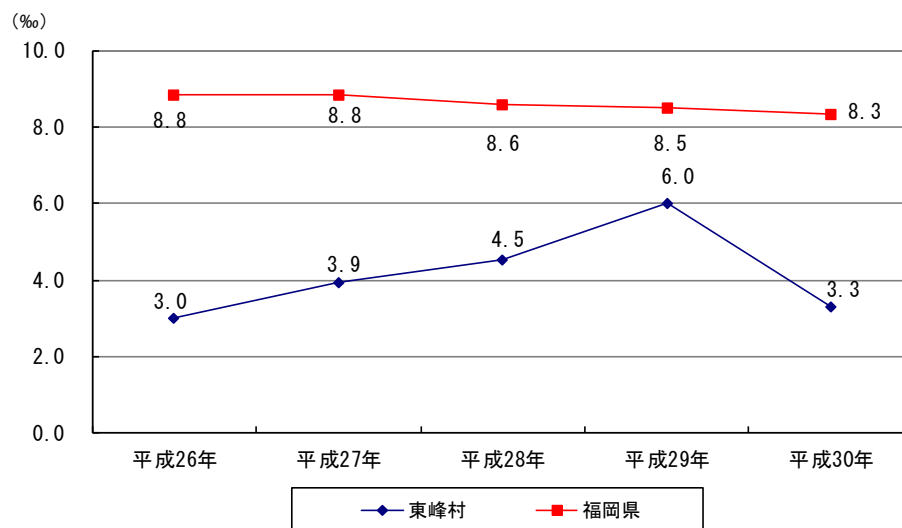
(5) 出生の動向

- 出生数は平成26年から平成29年までは増加していましたが、平成30年に減少しています。
- 出生率は、福岡県の平均を下回って推移しており、平成30年では5.0ポイント低くなっています。

■出生数の推移



■出生率の推移



■出生数・出生率の推移

項目		単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
東峰村	出生数	人	7	9	10	13	7
	出生率	人口千人対比	3.0	3.9	4.5	6.0	3.3
	人口	人	2,332	2,281	2,208	2,161	2,119
福岡県	出生数	人	45,203	45,235	44,033	43,438	42,008
	出生率	人口千人対比	8.8	8.8	8.6	8.5	8.3
	人口	人	5,108,278	5,111,697	5,115,664	5,117,115	5,041,330

資料：人口動態統計、住民基本台帳人口（各年3月末）



(6) 婚姻の動向

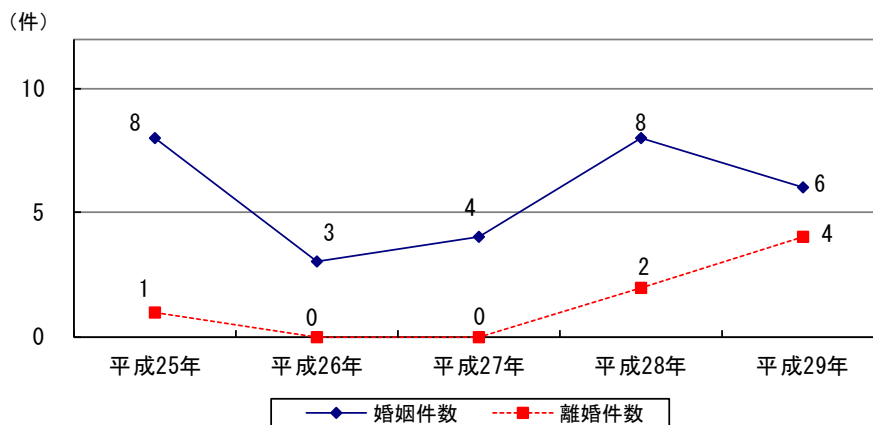
① 婚姻件数、離婚件数

- 婚姻件数は、平成29年では6件で、平成28年に比べると少なくなっています。
- 離婚件数は、平成26年で0となりましたが、平成29年で4件となっています。

■結婚件数・離婚件数の推移

(単位：件数)

項目		単位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
東峰村	婚姻件数	件	8	3	4	8	6
	婚姻率	人口千人対比	3.53	1.37	1.84	3.81	2.94
	離婚件数	件	1	0	0	2	4
	離婚率	人口千人対比	0.44	0.00	0.00	0.95	1.96
福岡県	婚姻件数	件	28,183	27,359	27,566	26,567	25,887
	婚姻率	人口千人対比	5.58	5.42	5.52	5.26	5.12
	離婚件数	件	10,290	9,981	10,063	9,772	9,606
	離婚率	人口千人対比	2.04	1.98	2.01	1.93	1.90



資料：人口動態統計

② 未婚率

- 平成27年で15歳以上の未婚率をみると、男性は24.4%、女性は14.8%と男性の方が高くなっています。年代別にみると、45歳から49歳にかけては男性が24.5%、女性は10.2%が未婚となっています。
- 福岡県と比較すると、15歳以上総数では、男女とも本村の未婚率は福岡県の値より低くなっています。

■性別年齢別未婚率（15～49歳）

(単位：人、%)

年齢区分	男性				女性率			
	総数	未婚実数	未婚率	未婚率福岡県	総数	未婚実数	未婚率	未婚率福岡県
15歳以上総数	873	213	24.4	31.3	1,079	160	14.8	25.1
15～19歳	35	35	100.0	99.6	40	40	100.0	99.3
20～24歳	34	33	97.1	94.0	32	29	90.6	90.8
25～29歳	26	23	88.5	69.9	35	25	71.4	62.2
30～34歳	46	25	54.3	44.2	38	20	52.6	36.9
35～39歳	32	14	43.8	32.6	36	8	22.2	26.0
40～44歳	50	13	26.0	27.7	43	1	2.3	21.2
45～49歳	49	12	24.5	24.4	49	5	10.2	18.2

資料：国勢調査（平成27年）

## 2 家族や地域の状況

### (1) 人口動態

#### ① 社会的移動の見込み

- 平成 25 年から平成 28 年までの人口動態をみると、自然増減は、出生者数を死亡者数が上回り、社会増減は、平成 28 年では、転入者数を転出者数が 29 人上回っています。

#### ■人口動態の推移

(単位：人)

年次	人口増減数	自然増減			社会増減		
		出生者数	死亡者数	自然増減計	転入者数	転出者数	社会増減計
平成25年	-36	11	48	-37	77	76	1
平成26年	-74	11	62	-51	56	79	-23
平成27年	-34	9	49	-40	63	57	6
平成28年	-71	5	47	-42	45	74	-29

資料：人口移動調査

#### ② 昼夜間人口比率

- 平成 27 年は、常住人口より昼間人口の方が少なくなっており、昼夜間人口比率は 89.5%となっています。
- 昼間は通勤や通学で人口が流出していることがわかります。

#### ■昼夜間人口比率

区分	昼間人口 (人)	常住人口 (人)	昼夜間人口比 (%)
東峰村	1,946	2,174	89.5
福岡県	5,105,438	5,101,556	100.1

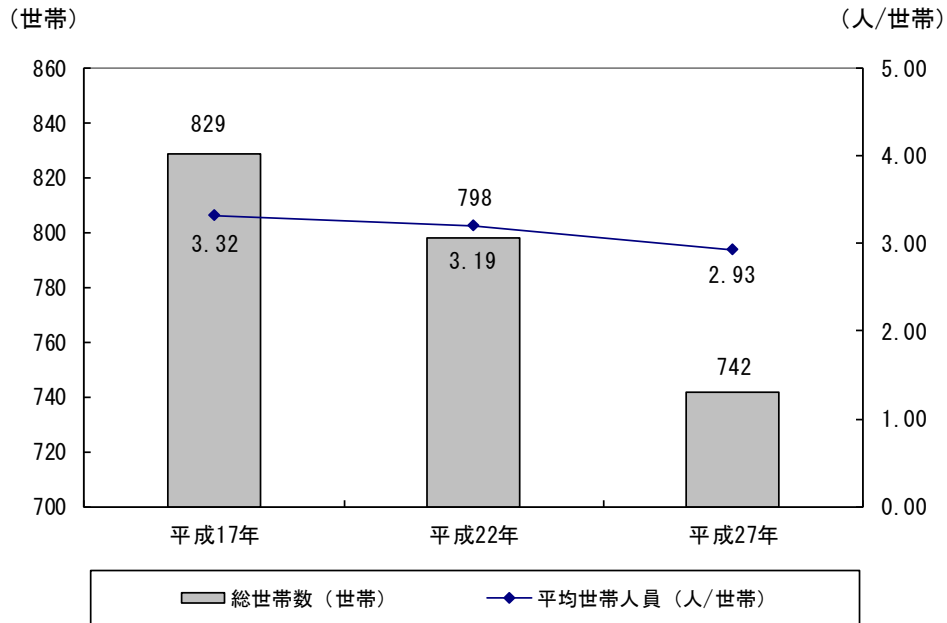
資料：国勢調査（平成 27 年）

(2) 世帯の動向

① 世帯数、平均世帯人員

- ・総世帯数は、減少傾向になっており、平成27年で742世帯となっています。
- ・平均世帯人員は、福岡県と比較すると本村の方が多くなっています。

■世帯数の推移



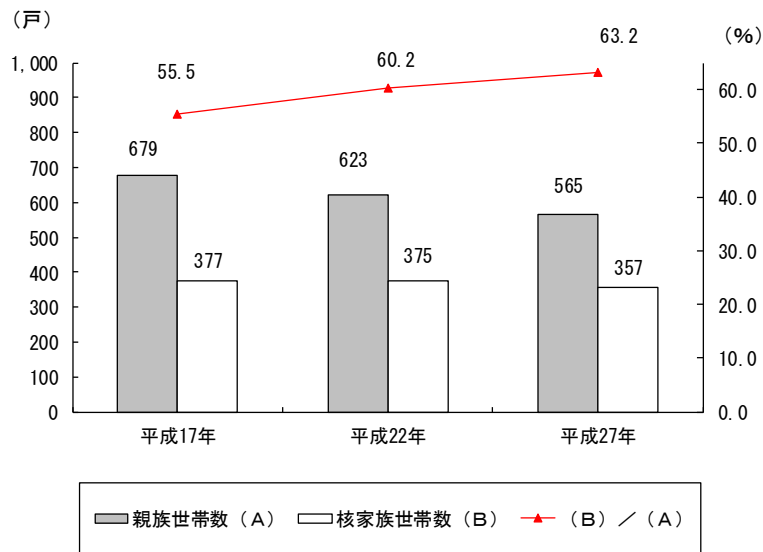
区 分		平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数 (世帯)	東峰村	829	798	742
	福岡県	2,009,911	2,110,468	2,201,037
人口 (人)	東峰村	2,749	2,549	2,174
	福岡県	5,049,908	5,071,968	5,101,556
平均世帯人員 (人/世帯)	東峰村	3.32	3.19	2.93
	福岡県	2.51	2.40	2.32

資料：国勢調査

② 世帯構成

- 親族世帯数は減少傾向にあります、親族世帯数に占める核家族世帯数の割合は増加傾向にあります。
- 平成27年で核家族世帯の割合は63.2%で、福岡県の88.4%より低く、核家族でない世帯の構成比が福岡県より高くなっています。

■核家族世帯の推移



区 分		平成17年	平成22年	平成27年
東峰村	親族世帯数 (A)	679	623	565
	核家族世帯数 (B)	377	375	357
	一般世帯数	827	795	740
	(B) / (A)	55.5	60.2	63.2
福岡県	親族世帯数 (A)	1,342,482	1,347,398	1,354,007
	核家族世帯数 (B)	1,135,958	1,163,436	1,197,150
	一般世帯数	1,984,662	2,106,654	2,196,617
	(B) / (A)	84.6	86.3	88.4

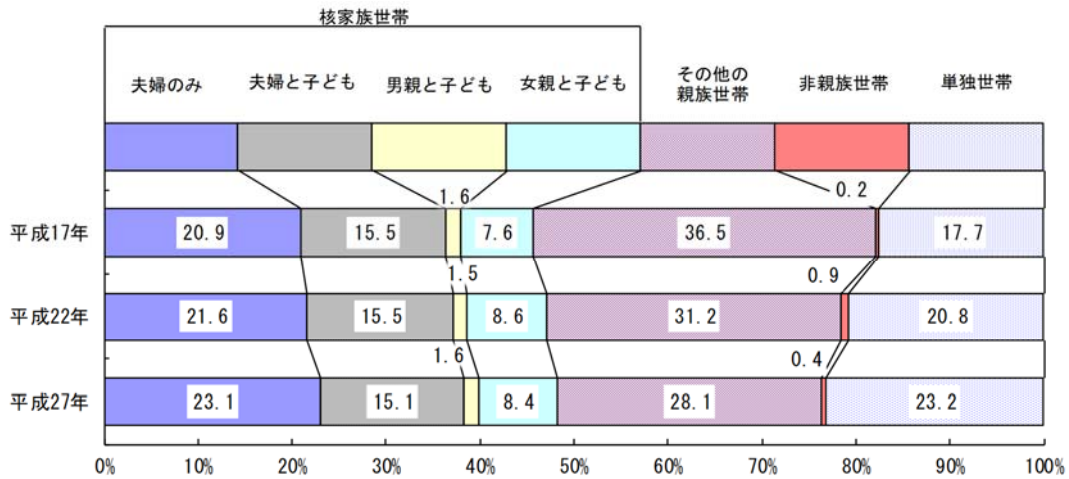
資料：国勢調査

※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のことです。  
 核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことです。

③ 家族構成

- 核家族世帯でない世帯の割合が最も高いですが、核家族世帯の中では、夫婦のみ世帯と単独世帯の構成比が増加しています。

■ 家族構成の推移

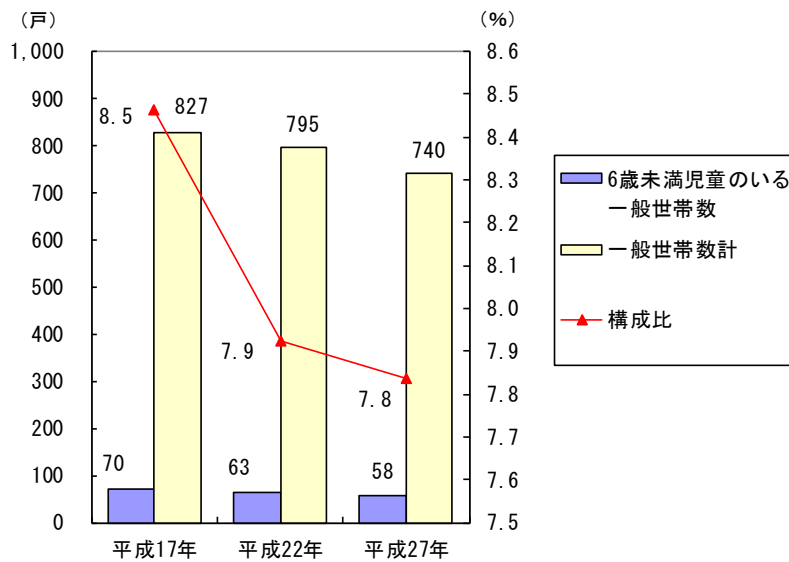


	家族構成	実数 (戸)			構成比 (%)		
		平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
東峰村	夫婦のみ	173	172	171	20.9	21.6	23.1
	夫婦と子ども	128	123	112	15.5	15.5	15.1
	男親と子ども	13	12	12	1.6	1.5	1.6
	女親と子ども	63	68	62	7.6	8.6	8.4
	その他の親族世帯	302	248	208	36.5	31.2	28.1
	非親族世帯	2	7	3	0.2	0.9	0.4
	単独世帯	146	165	172	17.7	20.8	23.2
	一般世帯数計	827	795	740	100.0	100.0	100.0
福岡県	夫婦のみ	369,671	394,489	420,249	18.6	18.7	19.1
	夫婦と子ども	578,203	567,730	567,372	29.1	26.9	25.8
	男親と子ども	24,783	25,105	26,619	1.2	1.2	1.2
	女親と子ども	163,301	176,112	182,910	8.2	8.4	8.3
	その他の親族世帯	206,523	183,962	156,857	10.4	8.7	7.1
	非親族世帯	12,150	19,646	17,556	0.6	0.9	0.8
	単独世帯	630,031	736,339	820,806	31.7	35.0	37.4
	一般世帯数計	1,984,662	2,106,654	2,196,617	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

- ・6歳未満児童のいる世帯数は減少傾向にあり、平成27年で58世帯となっています。
- ・福岡県と比較すると6歳未満児童のいる世帯数の構成比は低く、平成27年では本村は1.3ポイント低くなっています。

■一般世帯における6歳未満の児童のいる一般世帯数



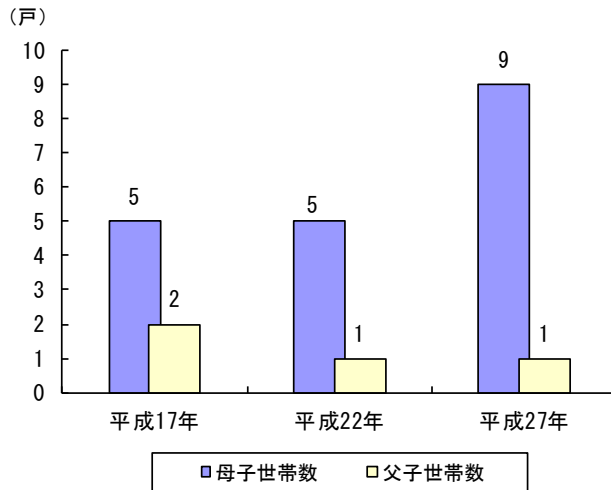
区分	家族構成	実数 (戸)			構成比 (%)		
		平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
東峰村	6歳未満児童のいる一般世帯数	70	63	58	8.5	7.9	7.8
	一般世帯数計	827	795	740	100.0	100.0	100.0
福岡県	6歳未満児童のいる一般世帯数	204,282	265,441	199,248	10.3	12.6	9.1
	一般世帯数計	1,984,662	2,106,654	2,196,617	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の割合

- 母子世帯数は、平成27年で増加し9世帯となっています。父子世帯は平成27年で増減がありません。

■ 母子世帯数、父子世帯数の推移



区分	家族構成	実数 (戸)			構成比 (%)		
		平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
東峰村	母子世帯数	5	5	9	0.6	0.6	1.2
	父子世帯数	2	1	1	0.2	0.1	0.1
	一般世帯数計	827	795	740	100.0	100.0	100.0
福岡県	母子世帯数	38,806	39,386	40,071	2.0	1.9	1.8
	父子世帯数	3,957	3,643	3,646	0.2	0.2	0.2
	一般世帯数計	1,984,662	2,106,654	2,196,617	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

### 3 就労状況

#### (1) 男女別就業率

- 就業率の推移をみると、男女とも平成27年で増加に転じています。
- 就業率について、福岡県と比較すると平成22年、27年で男女とも本村の方が高くなっています。

#### ■男女別就業率の推移

(単位：人、%)

			平成17年	平成22年	平成27年
東峰村	就業率	男性	67.5	64.9	69.2
		女性	47.3	45.3	48.7
	就業者数	男性	743	650	604
		女性	630	534	525
	15歳以上人口	男性	1,101	1,001	873
		女性	1,332	1,178	1,079
福岡県	就業率	男性	69.6	61.7	60.3
		女性	46.6	43.6	44.2
	就業者数	男性	1,406,466	1,248,868	1,223,148
		女性	1,074,281	1,013,854	1,030,947
	15歳以上人口	男性	2,020,437	2,023,510	2,029,235
		女性	2,303,971	2,327,798	2,333,384

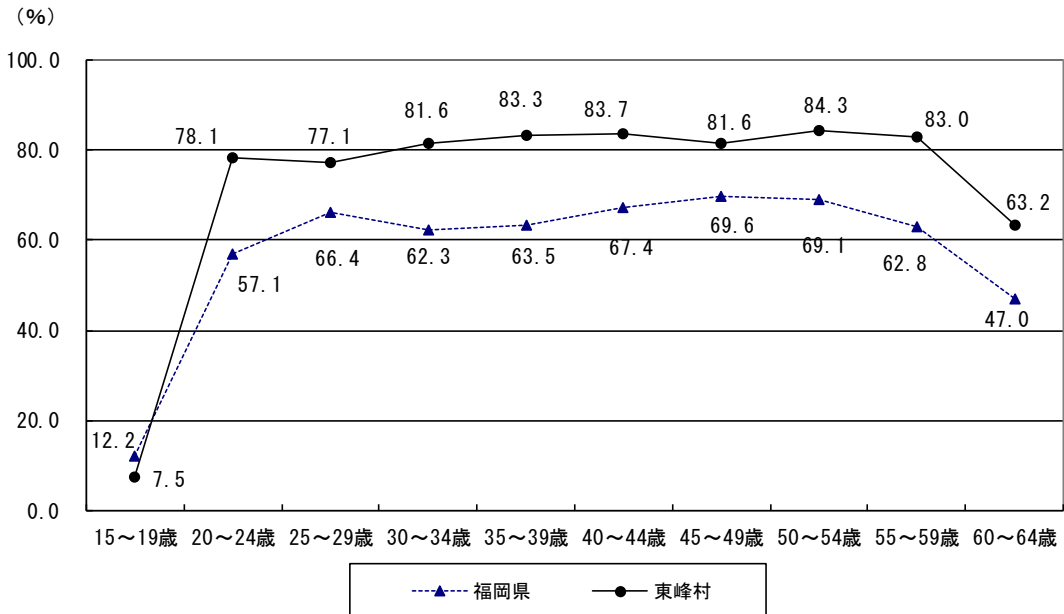
資料：国勢調査



(2) 女性の年齢別就業率

- 女性の年齢別就業率をみると、20歳から64歳にいたるまで60%を超えており、さらに、30歳から59歳まで80%台となっており、M字曲線は描いていません。
- 福岡県平均と比較してみると、20歳から64歳まで10%から20%程度本村の方が高くなっています。
- 窯業など自営業が多いことが理由として考えられます。

■女性の年齢別就業率



(単位：人、%)

年齢階層	東峰村			福岡県		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	1,079	525	48.7	2,333,384	1,030,947	44.2
15~19歳	40	3	7.5	123,231	15,024	12.2
20~24歳	32	25	78.1	127,063	72,494	57.1
25~29歳	35	27	77.1	134,465	89,245	66.4
30~34歳	38	31	81.6	155,718	96,943	62.3
35~39歳	36	30	83.3	172,601	109,574	63.5
40~44歳	43	36	83.7	190,248	128,271	67.4
45~49歳	49	40	81.6	166,991	116,290	69.6
50~54歳	70	59	84.3	156,089	107,813	69.1
55~59歳	100	83	83.0	158,319	99,475	62.8
60~64歳	87	55	63.2	184,257	86,582	47.0

資料：国勢調査（平成27年）

## 4 ニーズ調査結果

---

### (1) 調査の目的

子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握し、「第2期東峰村子育て支援プラン」の策定に資することを目的として、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

### (2) 調査対象・方法及び回収率

#### 1) 調査対象について

- ① 就学前児童保護者・・・43人

#### 2) 調査方法について

- ① 対象者の全ての保護者に調査を行いました。  
(兄弟姉妹がいる場合は、末子を対象としています。)
- ② 保育所(園)で、調査票の配布・回収を行いました。
- ③ 未就園児は、郵送で配布・回収を行いました。

#### 3) 回収率について

ニーズ調査における回収率は以下のとおりです。

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	43件	28件	65.1%

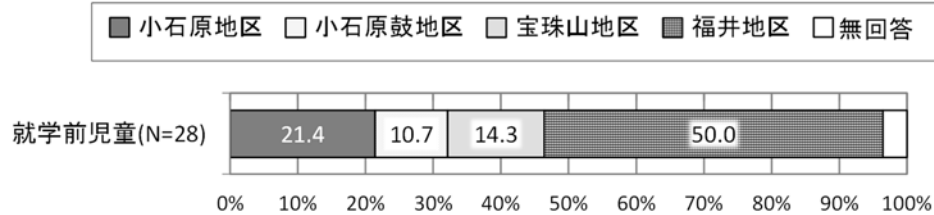
## 平成30年度 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（抜粋）

## 1. 住まいの地域

## (1) 住まいの地区について

住まいの地区は、福井地区が最も多く、全体の50.0%を占めています。続いて、小石原地区（21.4%）となっています。

## ■ 住まいの地区

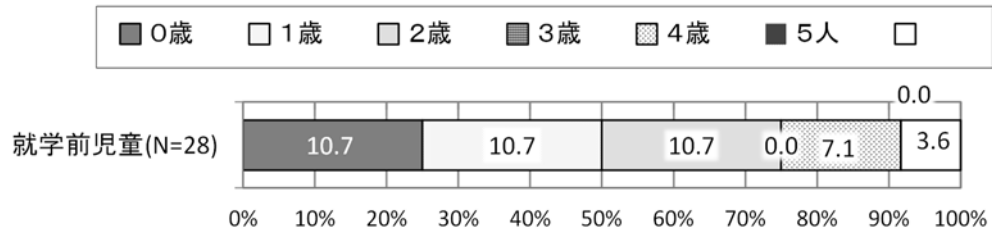


## 2. 家族の状況

## (1) 子どもの年齢（平成31年1月1日現在）

0歳から3歳まで、それぞれ10.7%（3人）となっています。

## ■ 末子の年齢と子どもの人数

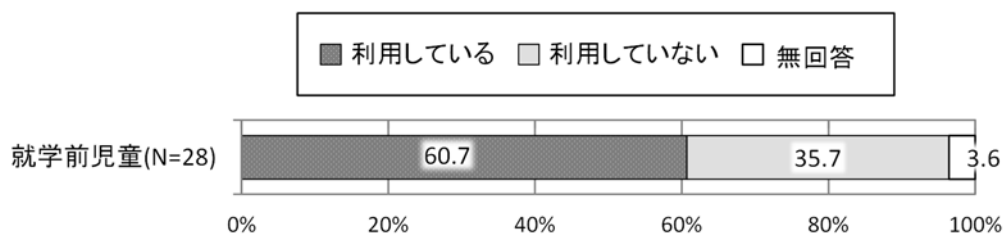


## 3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・希望

## (1) 子どもの定期的な教育・保育の事業の利用

定期的な教育・保育の事業を利用している人は、回答者の60.7%、利用していない人は、35.7%となっています。

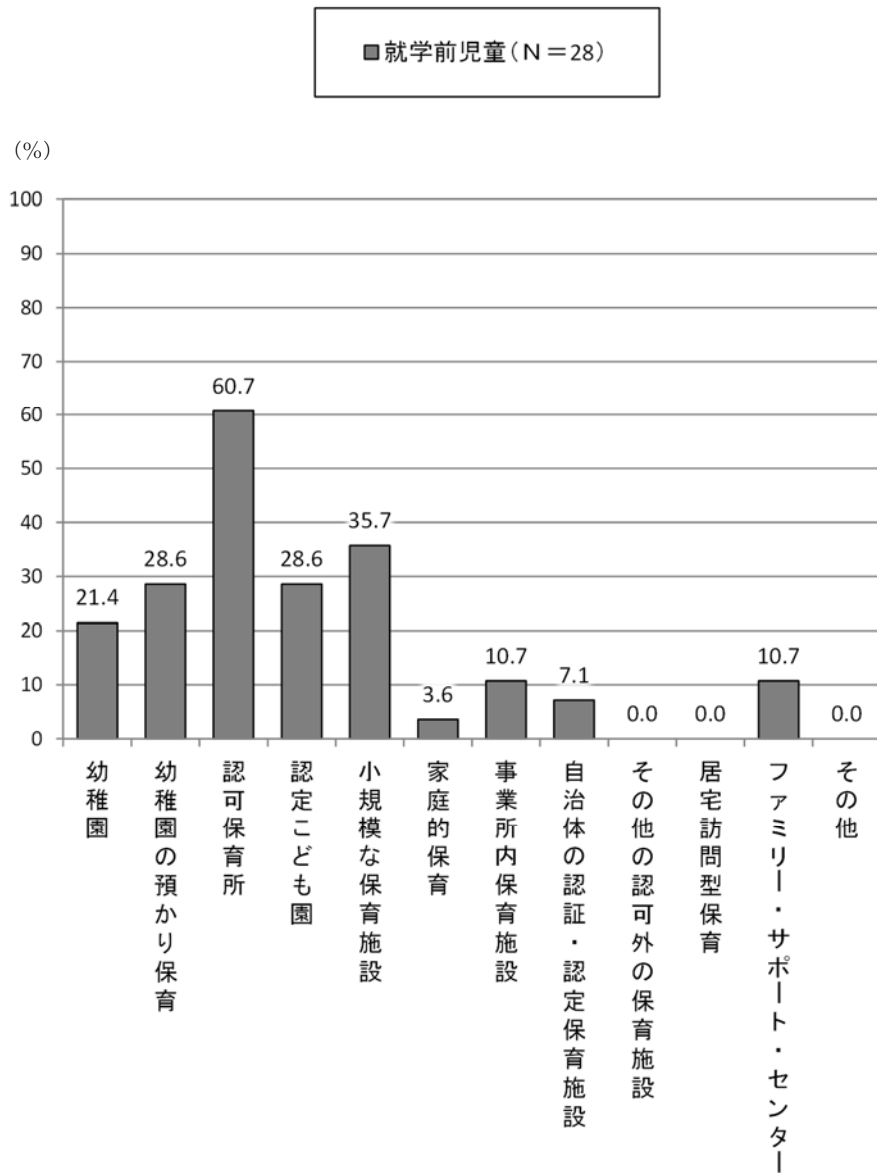
## ■ 定期的な教育・保育の事業の利用



(2) 子どもの平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業（複数回答）

平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業については、「認可保育所」(60.7%)が最も高く、以下、「小規模な保育施設」(35.7%)、「幼稚園の預かり保育」(28.6%)、幼稚園(21.4%)と続きます。本村で実施していない「認可保育所」以外の教育・保育事業が多くあげられています。

■ 平日に定期的にご利用したい教育・保育の事業



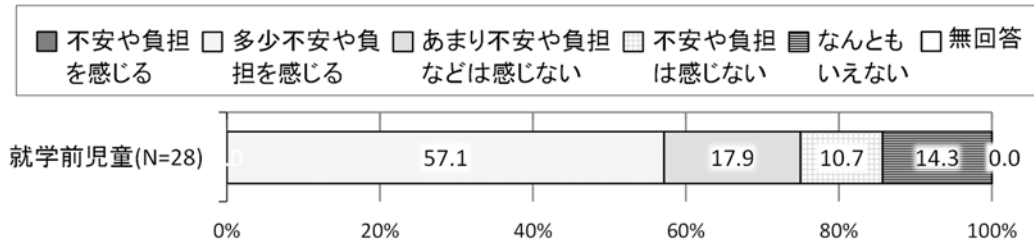
## 4. 子育てに関する不安や負担と悩み

### (1) 子育てに関して不安感や負担感

問 39

子育てに関して、「多少不安や負担を感じる」は、57.1%となっており、半数を超える保護者が、少なからず不安や負担を感じています。

#### ■ 子育てに関して不安感や負担感

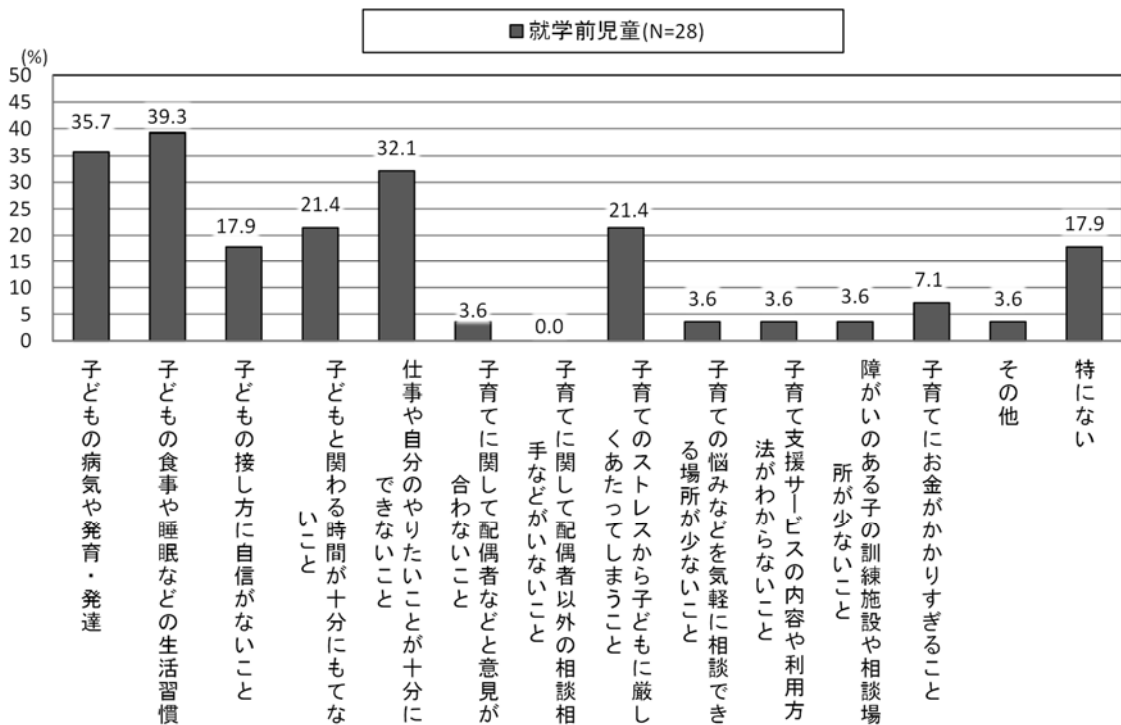


### (2) 子育ての悩みの内容

問 40

子育てに関しての悩みは、「子どもの食事や睡眠などの生活習慣」が39.3%と最も高く、次いで「子どもの病気や発育・発達」が35.7%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が32.1%と高くなっています。

#### ■ 子育てに関しての悩みの内容



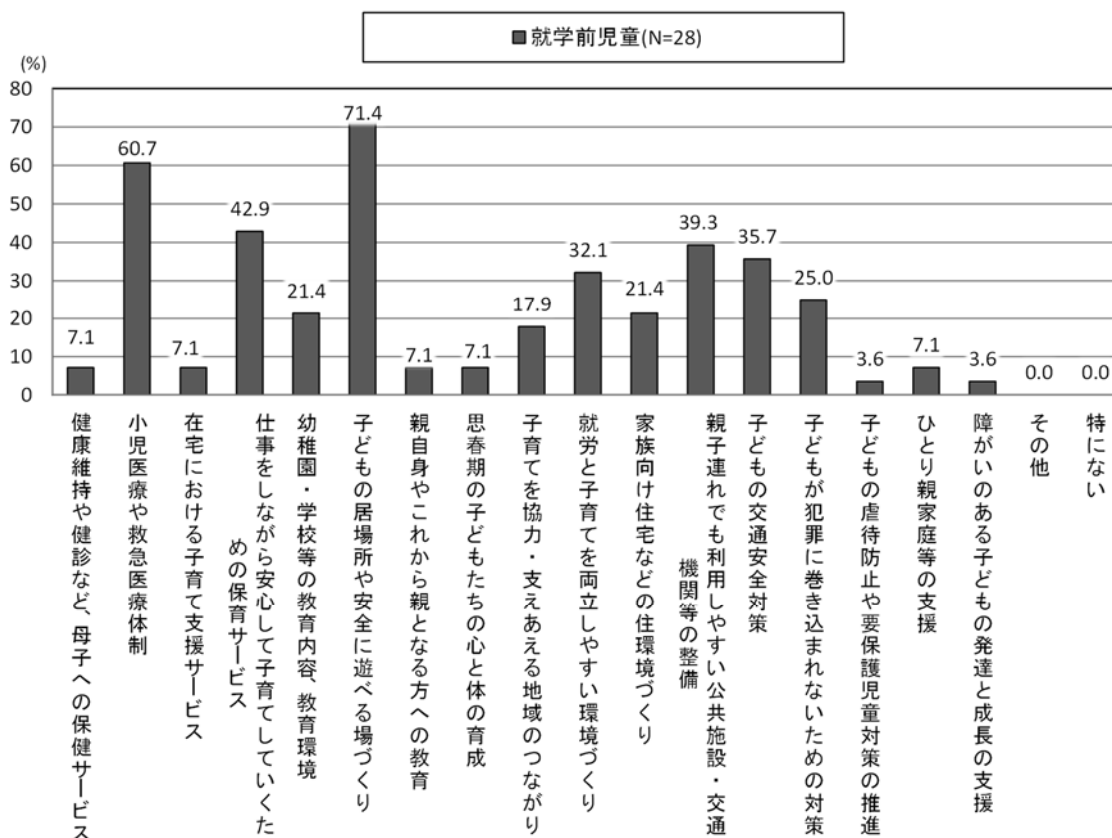
## 5. 東峰村の子育て環境・支援施策について

### (1) 東峰村で充実してほしいと思うこと（複数回答）

問 42

東峰村で充実してほしいことは、「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」が71.4%と最も多く、次いで「小児医療や救急医療体制」が60.7%、「仕事をしながら安心して子育てしていくための保育サービス」が42.9%と続きます。

#### ■ 東峰村で充実してほしいと思うこと

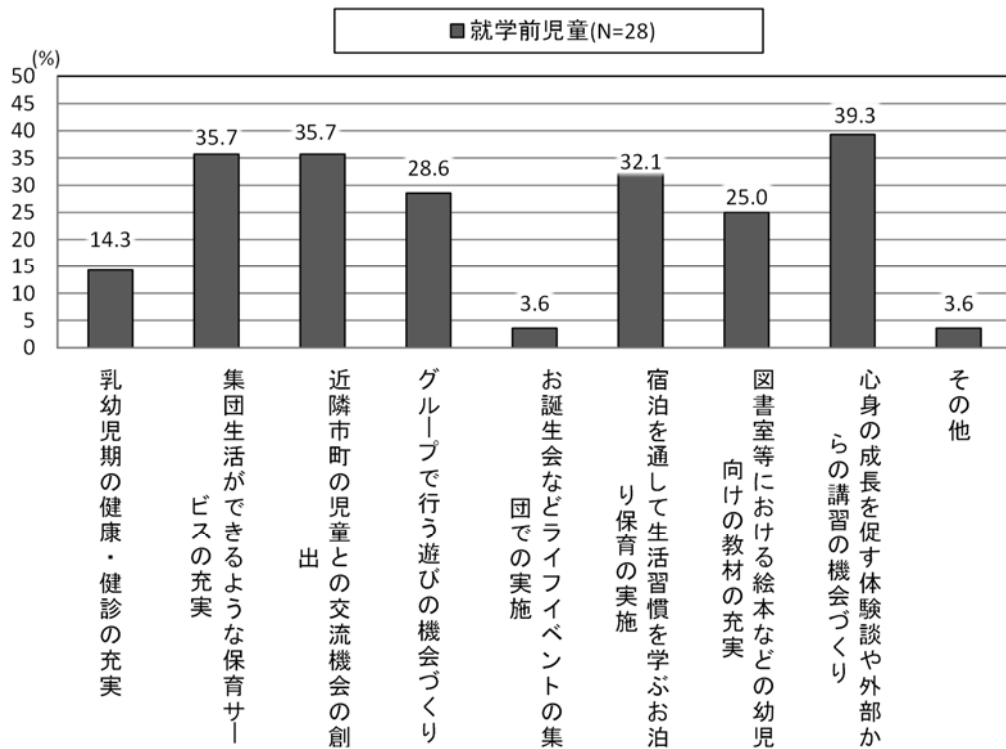


## (2) 必要な教育・保育について必要な取り組み（複数回答）

## 問 43

東峰村に必要な教育・保育についての取り組みは、「心身の成長を促す体験談や外部からの講習の機会づくり」が39.3%と最も高く、次いで「集団生活ができるような保育サービスの充実」と「近隣市町の児童との交流機会の創出」が35.7%と同じ値で続きます。

## ■ 村に必要な教育・保育についての取り組み



## 5 施策実施状況の評価

前期の東峰村子育て支援プランの施策の実施状況について関係課・係で検証・評価を実施しました。内容を下表に整理します。

### ■東峰村子育て支援プラン（次世代育成支援行動計画）の施策実施状況の評価

（その1）

基本目標		4年間の取り組みの評価	施策別取り組みの平均	施策別取り組みの評価	総合評価
1 地域における子育て支援	(2) 子育てサークルの育成・支援				<b>B</b>
	1 地域子育て支援センター事業	<b>2</b>	<b>2.5</b>	<b>A</b>	
	2 子育てサークルの育成・支援	<b>3</b>			
	(3) 子育て支援のネットワークづくり				
	1 要保護児童対策	<b>3</b>	<b>2.5</b>	<b>A</b>	
	2 関係機関によるネットワーク会議の推進	<b>2</b>			
	(4) 子どもの居場所づくり				
	1 学校施設等の開放	<b>2</b>	<b>1.8</b>	<b>C</b>	
	2 子ども館の充実	<b>2</b>			
	3 放課後児童クラブ	<b>2</b>			
4 放課後子ども総合プランの検討	<b>1</b>				
(5) 情報提供の充実					
1 子育て関連情報の提供	<b>2</b>	<b>2.0</b>	<b>B</b>		
2 地域子育て支援センター事業（再掲）	<b>2</b>				
2 すべての親子の健やかな成長への支援	(1) 母子保健事業の推進				<b>A</b>
	1 母子健康手帳の交付	<b>3</b>	<b>3.0</b>	<b>A</b>	
	2 妊婦健診費用一部助成事業	<b>3</b>			
	3 妊婦個別指導事業	<b>3</b>			
	4 乳幼児健康診査の充実	<b>3</b>			
	5 赤ちゃん訪問指導事業	<b>3</b>			
	6 虫歯予防教室	<b>3</b>			
	7 予防接種の実施	<b>3</b>			
	(2) 食育の推進				
	1 保育所（園）における食育の充実	<b>3</b>	<b>2.8</b>	<b>A</b>	
	2 学校における食育の充実	<b>3</b>			
	3 各種料理教室の開催	<b>2</b>			
	4 乳幼児期からの食生活の知識、情報の提供	<b>3</b>			
	(3) 思春期保健対策の充実				
	1 性に関する学習の充実	<b>2</b>	<b>2.5</b>	<b>A</b>	
	2 喫煙や薬物などに関する教育の充実	<b>3</b>			
	(4) 小児医療の充実				
	1 小児医療体制の充実	<b>3</b>	<b>3.0</b>	<b>A</b>	
	2 乳幼児医療費の経済的負担の軽減	<b>3</b>			
	(5) 相談体制の充実				
1 妊娠期からの継続した相談体制の整備	<b>3</b>	<b>2.8</b>	<b>A</b>		
2 育児相談の充実	<b>3</b>				
3 思春期保健相談体制の整備	<b>2</b>				
4 不登校児童生徒への支援	<b>3</b>				
5 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実	<b>3</b>				



(その2)

基本目標		4年間の取り組みの評価	施策別取り組みの平均	施策別取り組みの評価	総合評価
3 親と子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり	(1) 次代の親の育成				B
	1 子どもを社会で育てる意識の啓発	2	2.0	B	
	(2) 子どもの生きる力を育むための教育環境の整備				
	2 保・小中一貫教育の推進	3	2.7	A	
	2 地域の人材活用の推進	3			
	3 高齢者との交流の充実	2			
	4 アンビシャス広場	2			
	5 東峰Jr. みらい塾	3			
	6 スポーツクラブ活動の充実	3			
	7 職場体験の促進	3			
	8 人権・道徳教育の推進	3			
	9 学校評議員の活用	2			
	10 学力向上への支援	3			
	(3) 家庭や地域の教育力の向上				
	1 子育て講座や講演会の開催、参加の促進	3	2.6	A	
	2 読書活動の推進	3			
	3 乳幼児学級	3			
	4 ノーバディーズパーフェクトプログラム	1			
	5 ブックスタート	3			
(4) 障がいのある子どもへの支援					
1 障がい児保育の推進	2	2.3	B		
2 就学支援・教育体制の整備	2				
3 障がい福祉サービスによる支援の充実	3				
4 豊かで安心できる生活のための家庭支援生活	(1) 男女共同参画意識の醸成				C
	1 父親の子育ての促進	1	2.0	B	
	2 職場・家庭等における男女共同参画意識の啓発	3			
	(2) 子育てを支援する生活環境の整備				
	1 防犯灯の整備	3	1.7	C	
	2 子育て世帯にやさしいトイレなどの整備	1			
	3 公共施設の子育てバリアフリー	1			
	(3) 子どもの安全の確保				
	1 地域の防犯体制の充実	2	1.8	C	
	2 登下校時のパトロールの推進	2			
3 交通安全指導の充実	2				
4 チャイルドシート装着・普及促進	1				

※凡例

■ 4年間の取り組みの評価

< 3 : 予定通り取り組んでいる、2 : やや取り組みが遅れている、1 : 全く取り組めていない >

■ 施策別取り組みの評価 :

- A (2.5 以上) : 十分に取り組むことができた
- B (2.0 以上 2.5 未満) : ある程度取り組むことができた
- C (1.5 以上 2.0 未満) : あまり取り組むことができなかった
- D (1.5 未満) : 全く取り組みが進まなかった

## 基本目標1 地域における子育て支援

---

- (2) 子育てサークルの育成・支援 ※(1)は、教育・保育に関する事業  
子育て広場を週1回実施し、子育て支援団体の活動に補助金を交付し、子育てに関する学習や情報交換、仲間づくりの支援を行っています。
- (3) 子育て支援のネットワークづくり  
要保護児童対策地域協議会を月1回開催し、虐待のおそれのある児童や育児困難の保護者の早期発見、対応を行っています。発達の遅れや障がいの疑いがあり支援が必要な児童や保護者に対して、関係機関と連携を図りながら支援につないでいます。
- (4) 子どもの居場所づくり  
子ども館を運営し居場所づくりの支援を行っています。学校施設の開放、放課後児童クラブの検討、放課後子ども総合プランの検討は進んでいません。
- (5) 情報提供の充実  
ホームページや広報紙による子育て関連の情報提供は進んでいません。  
地域子育て支援センター事業の代替りの事業について、子育て広場が担っています。

## 基本目標2 すべての親子の健やかな成長への支援

---

- (1) 母子保健事業の推進  
母子健康手帳の交付、妊婦健診費用一部助成事業、妊婦個別指導事業を実施し、乳幼児健康診査の充実を図っています。赤ちゃん訪問指導事業、虫歯予防教室、予防接種は適切に実施しています。
- (2) 食育の推進  
乳幼児期からの食生活の知識・情報の提供は実施しています。  
保育所(園)における食育は、安全な食材の使用、園児による菜園づくり、いもほりなどの活動を通して実施し、学校における食育は、料理教室等に取り組んでいます。
- (3) 思春期保健対策の充実  
小中学校における性に関する学習や、喫煙や薬物などに関する教育は、子どもの成長段階に応じて取り組んでいます。
- (4) 小児医療の充実  
小児医療体制の充実については、朝倉医師会と連携して取り組んでいます。また、乳幼児医療費の経済的負担の軽減について取り組んでいます。
- (5) 相談体制の充実  
妊娠期からの継続した相談体制の整備、育児相談の充実を図っています。思春期保健相談体制の整備はやや遅れていますが、不登校児童生徒への支援はNPO法人等と連携を図り体制を強化しています。

### 基本目標3 親子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり

---

(1) 次代の親の育成

乳幼児とふれあいの機会は、小中学生と保育所（園）との交流事業を通して実施しています。

(2) 子どもの生きる力を育むための教育環境の整備

保・小中一貫教育を推進しています。小中学校におけるゲストティーチャー等の地域の人材活用に取り組んでいます。

保育所（園）児が高齢者施設を訪問し、高齢者との交流を行っています。アンビシャス広場の取組は十分には進んでいません。

東峰Jr.、みらい塾、スポーツクラブ活動の充実、職場体験の促進、人権教育・道徳教育の推進、学校運営協議会の運営推進、学力向上の支援は、計画通りに取り組んでいます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

保育所（園）、小学校における子育て講座や講演会は開催していますが、参加者が少ないため、実施方法や内容について検討が必要です。

読書活動は活動の充実を図りながら取り組み、乳幼児学級は廃止し、家庭教育学級に移行して実施しています。ブックスタートは予定通り実施しています。

(4) 障がいのある子どもへの支援

障がい児保育、就学支援・教育体制の整備は、近隣市町村と連携した体制整備が必要です。障がい福祉サービスの支援は計画通り取り組んでいます。

### 基本目標4 豊かで安心できる家庭生活・地域生活のための支援

---

(1) 男女共同参画意識の醸成

父親の子育て支援の促進は、講座への参加呼びかけなど十分には取り組めていません。職場・家庭等における男女共同参画意識の啓発は取り組んでいます。

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

防犯等の整備は計画通りには進んでいません。オムツ交換ベッド等を備えた子育て世帯にやさしいトイレの整備は取り組みが遅れています。役場庁舎・体育館などの公共施設のバリアフリーは取り組みが遅れています。

(3) 子どもの安全の確保

地域ぐるみで防犯体制・整備を進めています。登下校時のパトロールは各種団体・学校・PTAと連携し見守り活動に取り組んでいます。交通安全指導の充実はやや取り組みが遅れ、チャイルドシート装着・普及促進は取り組んでいません。

## 6 課題の整理

子どもを取り巻く現況調査、平成30年度に実施したニーズ調査、前期計画の施策実施状況評価から本村の子ども・子育て支援に関する課題について整理します。

### 1. 少子化への対応

- 人口減少に伴い児童数の減少がみられます。同世代の子どもが少なく、また小・中学校の期間に同窓生の変化が少ない中で、社会的成長を促し、子どもが他者と良好な関係を継続しながら自立して生きていく力を身につける環境づくりが必要です。

### 2. 幼児教育と保育サービスの充実

- アンケート調査では、認可保育所、小規模な保育施設など教育・保育について各種ニーズがみられますが、村内の保育所（園）では、養護と教育を一体として、豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでおり、この役割・意義を踏まえつつ、幼児教育・保育等の多様なニーズへの対応が必要です。

### 3. 児童・家庭の状況を踏まえた放課後の過ごし方の充実

- アンケート調査では、子どもが安全に遊べる場所が不足しているとの意見が多くみられます。小学生に対しては、放課後に自習などで過ごす場所として子ども館が開設され、利用者が増加しています。一方で、保護者の就労等で放課後の保育が必要な児童への対応や、家庭教育の支援が必要とされる児童もみられることから、児童生徒が放課後に過ごす場所や、その運営のあり方について検討が必要です。

### 4. 配慮が必要な子ども・子育て家庭への対応

- 発達に配慮が必要な児童が増えています。また、不登校児や子どもの貧困など課題を抱えている児童や家庭への対応が必要とされています。

### 5. 相談体制の充実

- ニーズ調査では相談できる人が家族などの身近な人になっており、また、ニーズ調査から子育てにおける母親の負担が大きいことがうかがえることから、相談機関の充実とともに父親も含めて家族で子育てを行う意識づくりが必要です。

### 6. 小児医療や救急医療体制づくり

- ニーズ調査では、小児医療や救急医療体制の充実の希望が多くみられます。地域医療における小児医療のあり方について検討が必要です。

## 7 人口・児童数の推計

平成27年度から令和元年度までの住民基本台帳人口の実績により、コーホート法（※）を用いて人口推計を行うと下表のようになります。

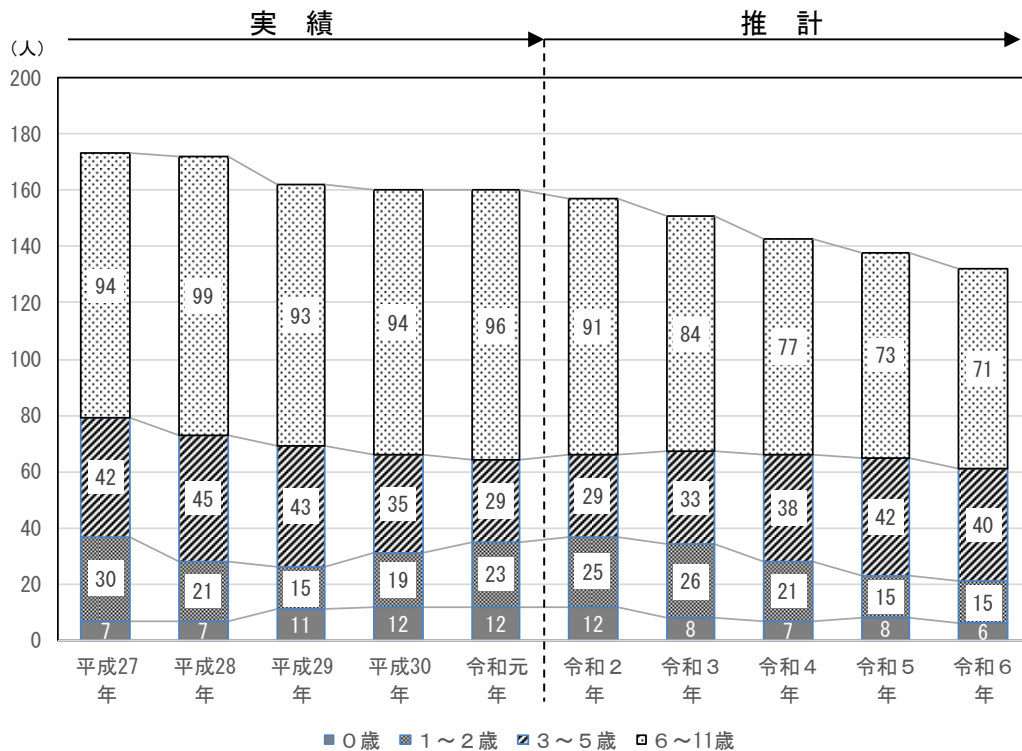
※コーホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

### ■人口推計

		実績（年度）					推計（年度）					
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
人口	実数（人）	2,335	2,284	2,217	2,163	2,119	2,100	2,051	1,976	1,960	1,885	
	増減率（%）	—	-2.2	-2.9	-2.4	-2.0	-0.9	-2.3	-3.7	-0.8	-3.8	
児童数	実数（人）	0歳	7	7	11	12	12	12	8	7	8	6
		1～2歳	30	21	15	19	23	25	26	21	15	15
		3～5歳	42	45	43	35	29	29	33	38	42	40
		6～11歳	94	99	93	94	96	91	84	77	73	71
		計	173	172	162	160	160	157	151	143	138	132
	増減率（%）	0歳	—	0.0	57.1	9.1	0.0	0.0	-33.3	-12.5	14.3	-25.0
		1～2歳	—	-30.0	-28.6	26.7	21.1	8.7	4.0	-19.2	-28.6	0.0
		3～5歳	—	7.1	-4.4	-18.6	-17.1	0.0	13.8	15.2	10.5	-4.8
		6～11歳	—	5.3	-6.1	1.1	2.1	-5.2	-7.7	-8.3	-5.2	-2.7
		計	—	-0.6	-5.8	-1.2	0.0	-1.9	-3.8	-5.3	-3.5	-4.3

資料：住民基本台帳人口、推計人口は4月1日現在

### ■児童数推計



## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

東峰村においては、少子化の進行や、子ども及び子育てを取り巻く環境が変化する中、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため「東峰村子育て支援プラン」に基づき、子育て支援に取り組んできました。

今後、出生数の減少や転出等により、さらに児童数の減少が見込まれる中、村の存立への危機感を持ちながら、子どもの健やかな成長を育む家庭・学校・地域の子育て環境・教育環境の充実・強化に向けて、村全体で取り組む必要があります。

そのため、本計画においては、前期の基本理念「一人ひとりが未来を担うたくましい子どもたちを育てる」の考え方を継承しつつ、さらに、村全体で子育てを進めることを理念に加えて計画の推進を図ります。

未来を担うたくましい子どもたちを村全体で育てる



## 2 基本的視点

---

東峰村では、基本理念のもと、次世代育成支援の施策を進める上での共通の考え方として、以下の3つの視点に立って取り組むこととします。

### 基本的視点1 すべての子どもが心身ともに健やかに育つことを支援する視点

東峰村の子育て環境は、自然的、社会的、経済的な変動の中にあり、大きく変化しています。それは、東峰村における人口構成や保護者等の生活スタイルや意識、子育てに対する考え方の変化という形で生活の中に表れています。これらの変化により最も影響を受けるのは子ども自身であり、すべての子どもたちは幸せに生活し、必要な支援を受ける権利があります。私たち一人ひとりがこのような意識を持ち、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる村をつくります。

### 基本的視点2 すべての親が安心して子育てができることを支援する視点

仕事と子育ての両立の困難さやひとり親家庭など、社会的な変化にともなって、子育てに関する不安感や負担感を持つ人々は増加しています。今後も、すべての子育て家庭に適切な支援を行い、すべての親が家庭を持つこと、子どもを産み育てることに夢と希望を持ち、安心して子育てができる村をつくります。

### 基本的視点3 地域全体で子どもを見守り支援する視点

子育て・子育て支援は、地域社会、企業、学校、行政などを含め社会全体で取り組むべき課題です。特に、平成29年の九州北部豪雨災害を踏まえ、住民同士のつながりや絆を強くすることの大事さが認識されており、これからの次代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくために、地域に住む一人ひとりがすべての子育て家庭と子どもの育ちを見守り、支援する村をつくります。

### 3 基本目標

---

計画の基本理念の実現に向けて、以下の5項目を基本目標として掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

#### 基本目標1 地域における子育て支援

保育サービスや子育て支援サービスの充実に努めるとともに、子育て支援のネットワークや地域における子育ての場づくりを推進し、地域全体で子育て家庭を支えます。

#### 基本目標2 すべての親子の健やかな成長への支援

親子の健康にかかわる相談・健康診査・保健指導・小児医療を充実し、妊娠から出産後までの切れ目ない支援のもとに子どもを産み育てることのできる環境をつくります。

また、食育の推進や思春期保健対策への取り組みなど、親子の健康の確保と増進に努めます。

#### 基本目標3 親子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり

子どもの生きる力を育む教育環境を整備し、家庭や地域の教育力の向上に努め、親子がともに学び、育ちあうことができる環境づくりを推進します。

#### 基本目標4 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

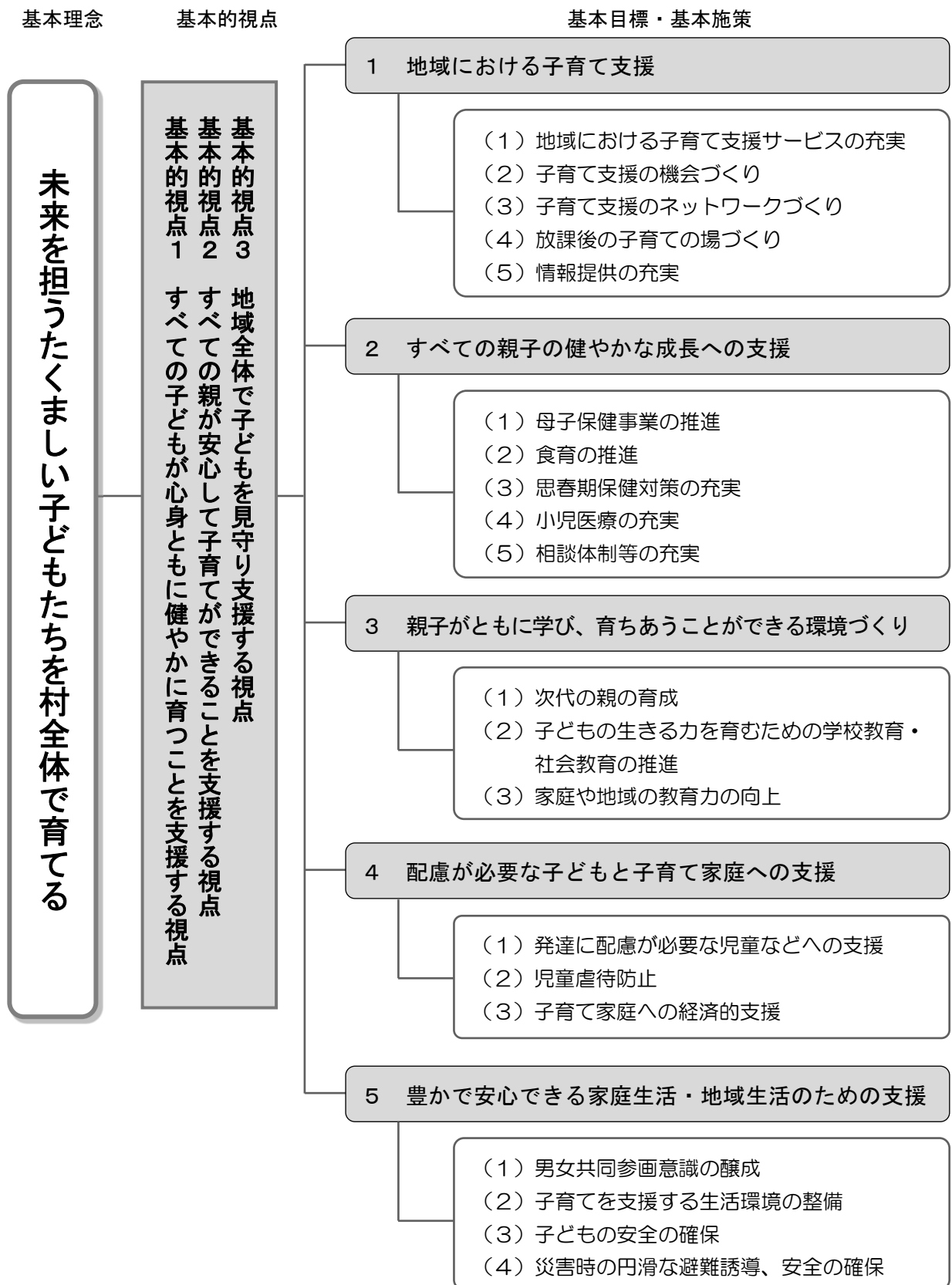
発達に配慮が必要な児童生徒や障がいのある児童生徒への支援により、健やかな成長を支えます。また、児童虐待防止、子どもの貧困への対応など、配慮が必要な子どもと子育て家庭を支援します。

#### 基本目標5 豊かで安心できる家庭生活・地域生活のための支援

生活と仕事の調和の実現に向けて、家庭や職場における男女共同参画意識の醸成に努めます。また、安全な道路交通等の整備、公共施設のバリアフリー化などにより、子育てにやさしい生活環境の整備を進めるとともに、地域における見守り活動や災害時の子どもや子育て家庭の避難誘導など、子どもと家族が安心・安全に生活できる村づくりを推進します。



## 4 施策の体系



## 5 重点施策

本計画の施策の推進にあたり、子どもと家庭を取り巻く状況、保護者のニーズを踏まえて、次の重点施策を設定し、重点的に取り組むこととします。

### 重点施策1 子育て支援の機会づくり

基本目標1 地域における子育て支援

1	子育て支援の拠点づくり（わくわく子育て広場の実施）	(34 頁)
<p>人口減少を踏まえ、子育て世代が住みやすい村づくりのために、就学前の児童と保護者を対象に、気軽に集まり、相談できるわくわく広場を開催し、参加者の増加と事業の継続を図ります。</p>		

### 重点施策2 放課後の子育ての場づくり

基本目標1 地域における子育て支援

1	放課後の見守りの場づくり（子ども館）	(35 頁)
<p>保護者の就労等により見守りが必要な児童に対しては、子ども館において指導員のもとで学習や遊びなどの見守りの場を設けます。</p>		
2	放課後の学習の場づくり（放課後子供教室）	(35 頁)
<p>子ども館の利用者が多いため、東峰学園の施設を利用して放課後子供教室を開設し、学習支援や地域住民の関わりを得ながら体験活動などができるようにします。</p>		

### 重点施策3 相談体制等の充実

基本目標1 地域における子育て支援

1	妊娠期からの継続した相談体制の整備（子育て世代包括支援センターの事業推進）	(39 頁)
<p>子育て世帯を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、子育てに関する不安や負担を解消するため、子育て世代包括支援センターで妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談や情報提供を行います。</p>		
2	不登校児童生徒への支援	(39 頁)
<p>不登校児童が発生しており、早期な対応を図るため、スクールソーシャルワーカーを中心に、家庭・学校等が連携して情報共有を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を実施し、早期解決に向けて取り組みます。また、居場所づくり事業を行います。</p>		

## 重点施策4 子どもの生きる力を育むための学校教育・社会教育の推進

基本目標3 親子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり

1 確かな学力向上への支援（補充教室の実施）	(42 頁)
<p>学年が上がる際に学力が低下する児童が増えています。学習をサポートする学習塾等が身近な場所にないため、一家庭では学力の維持・向上に限界があることから、すべての児童生徒の基礎学力の定着及び向上に向けて、授業サポート及び放課後の補充教室を実施します。</p>	

## 重点施策5 家庭や地域の教育力の向上

基本目標3 親子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり

1 家庭教育学級の充実	(43 頁)
<p>家庭における子育て、教育は母親の負担が大きくなっており、家庭によっては父親の積極的な関わりが求められています。このため、乳幼児・児童生徒の父親母親の両者を対象に、子どもの心身の発達、親としての自覚や態度に関する学習を行います。</p>	

## 重点施策6 子どもの安全の確保

基本目標5 豊かで安心できる家庭生活・地域生活のための支援

1 ハード面の整備による防犯対策の推進	(49 頁)
<p>近年、全国的に子どもの誘拐事件等が生じています。本村においても、道路や公共施設において人通りが少ないため、防犯カメラの設置が求められています。</p> <p>特に、東峰学園の校舎への不審者の進入を防ぐため、防犯カメラの設置を進め、不審者侵入を想定した訓練等を実施します。</p>	

## 重点施策7 災害時の円滑な避難誘導、安全の確保

基本目標5 豊かで安心できる家庭生活・地域生活のための支援

1 災害発生時の迅速な対応	(50 頁)
<p>平成29年の九州北部豪雨災害の教訓を生かし、集中豪雨などの災害が発生するおそれが高まった時に、保育所（園）や学校に在園・在学している児童・生徒にかかる対応についてガイドラインを作成し、適切かつ迅速な行動ができるように徹底します。</p>	

## 第4章 取り組みの方向

### 1 地域における子育て支援

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

保護者の就業形態やライフスタイルの変化に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しているため、子育て家庭の生活実態や意向を把握し、それぞれの家庭に合った子育て支援を行います。具体的には、次の事業を実施し、子ども・子育て支援事業計画（第5章）に具体化します。※（ ）：掲載頁

- 1) 利用者支援事業 (55 頁)
- 2) 地域子育て支援拠点事業 (55 頁)
- 3) 乳児家庭全戸訪問事業 (56 頁)
- 4) 養育支援訪問事業 (56 頁)
- 5) 子育て短期支援事業 (56 頁)
- 6) 一時預かり事業 (57 頁)
- 7) 時間外保育（延長保育）事業 (58 頁)
- 8) 病児・病後児保育事業 (58 頁)
- 9) 放課後児童クラブ（学童保育所）(59 頁)
- 10) ファミリー・サポート・センター事業 (59 頁)
- 11) 妊婦健康診査 (60 頁)
- 12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (60 頁)
- 13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (60 頁)
- 14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (60 頁)

#### (2) 子育て支援の機会づくり

子育て中の親同士の交流や子育て家庭の孤立防止を図るため、子育て家庭が集まれる子育て支援の拠点づくりや子育てサークルの育成・支援を推進します。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	子育て支援の拠点づくり	わくわく子育て広場の実施	就学前の児童と保護者を対象に、自由に参加でき、村が子育ての相談に応じ、情報提供等を行う場を設置します。	保健福祉課 教育課
2	子育てサークルの育成・支援	子育て支援団体の活動支援	子育てに関する学習や情報交換、仲間づくりに対し、補助金交付などの支援を行います。	保健福祉課

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

よりよい子育ての環境づくり、児童虐待の予防・早期発見等のために、関係機関と連携を図りながら、子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	要保護児童対策の推進	要保護児童対策協議会の実施	保健福祉課、教育委員会、学校、保育所（園）など各関係機関の代表者により、児童に関する意見交換や情報共有を行い、児童虐待等の発生予防及び早期発見に努めます。	保健福祉課 教育課
2	保・小・中の連携の推進		学校運営協議会を充実させ、地域学校協働本部活動を活性化します。	教育課

## (4) 放課後の子育ての場づくり

子どもたちが安心して遊びや学習ができるよう、学校などを活用し、放課後の子育ての場づくりを推進します。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	放課後の見守りの場づくり	子ども館	放課後、指導者のもとで児童が勉強や遊びなどを行うことができる場について継続して運営します。	教育課
2	放課後の学習の場づくり	放課後子供教室	子ども館の利用希望が多いため、放課後、地域住民等が児童生徒の学習を支援するとともに、体験活動等を行う場所として学校施設を活用します。	教育課

## (5) 情報提供の充実

村の広報紙やホームページを通じて子育てに関する積極的な情報提供に努めます。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	子育て関連情報の提供	ホームページの充実	村のホームページの充実を図り、子育て中の家族が必要とするさまざまな情報を提供します。	保健福祉課
		広報紙・東峰テレビの活用	村の広報紙・東峰テレビにより、子育て情報の充実を図ります。	保健福祉課

## 2 すべての親子の健やかな成長への支援

### (1) 母子保健事業の推進

子どもが健やかな発育・発達のために、関係機関の連携を強化し、各種健康診断や訪問指導など母子保健の支援体制の充実を図ります。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき母子健康手帳を交付し、妊娠に関する知識や心構えについて啓発するとともに、妊娠中の母体や胎児及び出生後の乳児の健康管理を行います。	保健福祉課
		妊婦個別指導事業との連携	妊婦個別指導事業と連携を図りながら、よりきめ細かな対応ができるよう努めます。	
2	妊婦健診費用一部助成事業		妊婦健康診査の費用の一部を助成することにより、受診にかかる経済的負担の軽減を図ります。 医師会や関係機関と連携して検査項目の見直しを行います。	保健福祉課
3	妊婦個別指導事業		保健師及び看護師が妊娠届けのあった妊婦に対して家庭訪問を行い、母子健康手帳の使い方や母子保健事業に関する情報提供、適切な保健指導を実施します。 主治医と連携を図りながら事業のより一層の充実に努めます。	保健福祉課
4	乳幼児健康診査の充実		4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児の健康診査を実施し、発育・発達状況の確認と疾病等の早期発見に努めます。 早期の受診勧奨により受診率の向上を図ります。	保健福祉課
5	赤ちゃん訪問指導事業		新生児から満3か月未満の乳児及びその保護者を対象に、保健師等が家庭訪問を実施し、母子保健事業に関する情報提供や、授乳をはじめとする生活指導を行います。 里帰り出産などにより訪問期間を過ぎてしまうことが多いため、実施方法についても工夫しながら、よりきめ細かな事業の実施に努めます。	保健福祉課

No.	施策名（事業名）	施策（事業）内容	担当課
6	虫歯予防教室	年2回、保育所（園）において虫歯予防教室を実施しています。乳幼児期からの歯科保健指導を行うことで、適切な歯科保健習慣の定着に努めます。	保健福祉課
7	予防接種の実施	<p>予防接種を実施し、感染症に対する免疫を確保するとともに、疾病の発生及び流行を予防します。</p> <p>福岡県だけでなく大分県日田市医療機関と連携し、接種医療機関の拡大を図ります。</p> <p>未接種対象者や保護者に対して、予防接種の必要性について啓発を行い、接種の勧奨を行います。</p>	保健福祉課

## （2）食育の推進

食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と体の発達に欠かせないものであることから、乳幼児期からの正しい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、保育所（園）や学校等における食育を推進します。

No.	施策名（事業名）	施策（事業）内容	担当課
1	保育所（園）における食育の推進	給食やおやつの時間などで、正しい食事のとり方や食事マナーに関する指導を行い、正しい食習慣の定着に努めます。また、野菜づくりや収穫、親子クッキングなどの行事を通して、食べ物への感謝の気持ちを育てます。	保健福祉課
2	学校における食育の推進	<p>給食や授業の時間において、学校栄養職員などを中心とした食に関する指導や、食育に関する講演会を実施します。</p> <p>学校栄養職員を中心に、食についての正しい知識の普及に努めます。</p>	教育課
3	各種料理教室の開催	地元の食材を使った調理の工夫や、栄養士による講話、調理実習を行い、食に関する知識の向上に努めます。	教育課
4	乳幼児期からの食生活の知識、情報の提供	乳幼児健康診査での栄養指導や、虫歯予防教室において保育所（園）児への食生活の大切さを伝えるなど、食生活に関する知識や情報を提供し、乳幼児期からの正しい食生活の普及に努めます。	保健福祉課

(3) 思春期保健対策の充実

性や喫煙、薬物などに関する教育・学習機会の充実により、正しい知識の普及啓発を行います。

No.	施策名（事業名）	施策（事業）内容	担当課
1	性に関する学習の充実	東峰学園において養護教諭や外部講師などにより性に関する授業を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。	教育課
2	喫煙・薬物乱用防止などに関する教育の充実	東峰学園において煙草・薬物・飲酒の害に関する教育・指導を行います。（外部講師等） 地域においても、子どもと親だけでなく子どもを取り巻く住民へ、これらの害に関する理解と啓発に努めます。	教育課 保健福祉課

(4) 小児医療の充実

関係機関と連携を図りながら広域的な小児医療体制の充実に努めるとともに、小児医療に関する情報提供や乳幼児医療費への助成により、乳幼児が健やかに育つことができる環境をつくります。

No.	施策名（事業名）	施策（事業）内容	担当課
1	小児医療体制の充実	小児救急医療については、朝倉医師会病院内の休日夜間急患センターで実施しており広域的に取り組めます 小児医療に関する情報を広報誌に掲載するなど、小児医療に関する情報提供に努めます。	保健福祉課
2	乳幼児医療費の経済的負担の軽減	乳幼児の医療費の一部をその保護者に支給することにより、疾病の早期発見と治療を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課





## (5) 相談体制等の充実

子育てに関する不安や負担を軽減するため、妊娠期からの一貫した相談体制を整備し、子どもの健やかな成長を支援します。また、東峰学園の児童生徒においてもスクールカウンセラーを中心に心の相談に応じ、不登校やいじめ等の早期発見・対応に取り組めます。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	妊娠期からの継続した相談体制の整備	子育て世代包括支援センターの事業推進	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠や出産に関する相談及び情報提供、家庭における子どもの身体の発達や日常生活における問題、育児不安の解消など、様々な相談への対応を行いながら、子育て家庭の不安解消に努めます。	保健福祉課
		育児相談	乳幼児健診、子育て広場、子育て相談会等の機会を通して、保育士や保健師、臨床心理士、管理栄養士などにより専門的な相談・指導を行います。 教育委員会や公民館と連携して幅広い相談体制を整備します。	保健福祉課
2	思春期保健相談体制の整備		東峰学園にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における心の問題などの解消に努めます。 スクールカウンセラーを中心に、関係機関と連携を図りながら、思春期の児童生徒に対する相談体制の充実を図ります。	教育課
3	不登校児童生徒への支援		スクールカウンセラーを中心に、家族や学校、民生委員・児童委員などとの連携を強化し、意見交換や情報共有の充実を図ります。必要な場合にはスクールソーシャルワーカーが家庭訪問を実施し、問題の早期解決に向けて取り組みます。 また、不登校児童生徒の学習の場所を確保し、学級復帰や進学・就職に向けた支援を継続的に行います。	教育課 保健福祉課
4	いじめの発生防止		少人数クラスが固定して継続するため、児童生徒の状況を把握し、いじめの発生防止に努めます。	教育課
5	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実		主任児童委員が保健師の2か月児訪問に同行し、民生委員・児童委員協議会の活動や相談の啓発を行います。 担当課や教育委員会と連携して子育て支援の充実に努めます。	保健福祉課

### 3 親子がともに学び、育ちあうことができる環境づくり

#### (1) 次代の親の育成

次代を担う子どもたちが、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さを理解できるように、乳幼児とふれあう機会の充実を進めます。

No.	施策名（事業名）	施策（事業）内容	担当課
1	乳幼児とのふれあい体験	命の大切さや次代の親となる意識を育むため、東峰学園の児童生徒による保育所（園）への訪問など、乳幼児とふれあう機会をつくります。	教育課 保健福祉課

#### (2) 子どもの生きる力を育むための学校教育・社会教育の推進

一人ひとりの特性に応じた指導や保・小中一貫教育の推進により東峰村ならではの教育体制の整備に取り組みます。また、地域との関わりや体験を通じて、自ら考える力や豊かな人間性を育むことができるよう、さまざまな体験活動・交流活動の充実を図ります。

さらに、児童生徒が生涯にわたり、積極的に自己実現を図り、郷土の自然や文化を活かしながら、社会の形成者として自覚を高め、地域の連携を深めていけるよう、社会教育の推進を図ります。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	豊かな心の育成を目指す教育の充実	ふるさと学習	郷土を愛する児童生徒の育成のために、東峰村のよさ（産業・自然・人・文化（財）等）を学習教材として、体験活動や交流活動などを実施します。	教育課
		「鍛ほめ福岡メソッド」（福岡県推進事業）	子どもが自立的に成長するための原動力となる人格資質を育成するため、鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす指導を推進します。	教育課
2	保・小中一貫教育の推進	15年間を見通した教育	将来の村を担う意識と能力を持った児童生徒の育成のために、0歳から義務教育終了までの15年間を見通した教育を推進します。	教育課 保健福祉課
		保育士、教職員等の情報共有、交流	保育士や学校教職員等が村の教育方針を理解し、一貫性が保たれるよう、情報の共有や交流の機会を進めます。	

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
3	地域と連携した教育の推進	地域の人材活用	東峰学園において、地域や職場の人々を学校の授業にゲストティーチャーとして招き、地域の人たちが持つ有能な技量を最大限に活用した授業を開催し、学校における授業内容の質の向上に努めます。	教育課
		地域とともにある学校づくり	地域学校協働本部のもと、地域コーディネーターの活用により、地域全体で学習補助、環境整備、読み聞かせ、農業体験、登下校の見守り等に取り組み、学校教育を支援します。	
		アンビシャス広場	子ども館・小石原公民館において、地域の団体などとの連携のもと、村が豊かな自然を活かしたさまざまな体験学習や活動を実施し、地域の人々との異世代間交流を通じた子どもの健全育成に努めます。	
		東峰 Jr. みらい塾	月に1回程度、自然体験活動や生活体験活動を実施します。 体験活動には、講師として地域住民を招くなど異年齢とのコミュニケーションを図ることを大切にし、活動内容のより一層の充実をめざします。	教育課
		地域公開授業の実施	東峰学園の授業を地域住民に公開し、学校と地域の交流を進めます。	教育課
4	確かな学力向上への支援	外国語教育の充実	国際感覚豊かな児童生徒の育成のために、ALT等による英語教育をはじめ、外国人との交流機会やインターネットを活用した外国人講師との英会話学習を実施します。	教育課
		国際交流事業	外国文化の理解と英語への苦手意識を解消し、英語力向上のために、外国人とふれあう機会をつくります。	教育課
		個に応じた教育・指導	児童生徒一人ひとりに応じた個別学習やグループ学習、繰り返し学習などを取り入れ、基礎的・基本的な知識や技能など、学習内容を身に付ける教育・指導内容の充実を図ります。	教育課
		ICT活用環境の整備	児童生徒が学習の基盤となる情報活用能力と豊かな発想を生み出す能力の両方を身に付けられるようにICT活用環境を整備し、各教科でICTを活用した教育活動の充実を図ります。	教育課

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
4	確かな学力向上への支援	補充教室の実施	すべての児童生徒の基礎学力の定着及び向上に向け、講師を配置し、授業サポート及び放課後等の補充教室を実施します。	教育課
		指導方法工夫改善教員の配置	児童生徒一人ひとりの習熟度の程度（学習の達成度、到達度）に応じた指導を行うため、指導方法工夫改善教員を配置し、少人数指導の実施に努めます。	教育課
5	キャリア教育の推進	職業体験活動	職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能、主体的に進路を選択する能力の向上に向け、中学生を対象に職業体験を実施します。 村や学校と家庭及び事業所等の関係機関が連携を図り、幅広い体験機会の充実に努めます。	教育課
6	人権教育の推進		教育活動全領域における人権教育を推進し、いじめや差別意識などの解消を図ります。また、教職員の人権意識の向上と指導力の育成に努めます。	教育課
7	道徳教育の推進		「特別の教科 道徳」を活用し、体験活動や問題解決的な学習等を通して、児童生徒の道徳性を養います。	教育課
8	スポーツ・レクリエーションの振興	各スポーツ団体の育成と活動支援	スポーツ少年団（野球、剣道、フットサル、陸上）など、各スポーツ団体の育成と活動を支援するとともに、スポーツを通して地域・世代間交流を図ります。	教育課

## (3) 家庭や地域の教育力の向上

子育て講座や講演会など学習機会の提供により、家庭を含めた地域全体の教育力向上を図ります。

No.	施策名（事業名）	施策（事業）内容	担当課
1	家庭教育学級の充実	乳幼児・児童生徒の保護者を対象に、子どもの心身の発達、親としての自覚や態度等に関する学習を行います。 また、保護者同士の情報交換や仲間づくりの場として、交流を促進し、子育てへの支援を行います。	教育課 保健福祉課
2	子育てに関する情報提供	乳幼児健診や家庭訪問、保育所（園）など、保護者が集まる機会を活用し、子育てに関する様々な情報提供を行います。	保健福祉課
3	読書活動の推進	東峰村子ども読書推進計画に基づき、ボランティアグループによる絵本の読み聞かせなど読書活動を推進します。また、ボランティアの育成や会員の増加にも努めながら、活動の充実に努めます。	教育課 保健福祉課
4	ブックスタート	乳幼児健康診査時に、乳幼児とその保護者にメッセージを伝えながら絵本とバッグ等を手渡し、本を通じた親子のふれあいを深めることを応援します。	保健福祉課



## 4 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

### (1) 発達に配慮が必要な児童などへの支援

障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健・福祉・教育などの関係機関と連携を深めながら、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな支援を行います。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	障がい児支援の充実	障がいの早期発見	乳幼児健康診査の受診を勧奨し、発育・発達状況の確認と疾病等の早期発見に努めます。	保健福祉課
		障がい児の保育体制の整備	障がいのある子どもを地域の保育所（園）で受け入れるため、その体制整備に努めます。	保健福祉課
		保育所等訪問支援	児童の発達支援に関わる専門的スタッフ（児童指導員や保育士など）を保育所（園）や学校、施設等に村が派遣し、施設に通う障がい児と施設スタッフに対し、訓練や支援方法の指導などを行います。	保健福祉課
		相談支援・情報提供	地域包括支援センターを相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして位置づけ、障がい児の相談支援を行います。また、近隣市町の療育施設等の情報収集を行い、適切な情報提供を行います。	保健福祉課
2	学校教育における障がい児支援の充実	就学支援体制の整備	近隣の市町との連携を強化し、医療・福祉・教育等の関連分野が連携し、就学支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 教育課
		特別支援教育の推進	東峰学園において、特別支援学級を設置し、支援員等の配置により、きめ細かな教育の実施に取り組みます。	
		教育環境の整備	障がい児や発達に障がいのある児童生徒の障がいのレベルに応じた教育を受けられるように、教科書をはじめとした教材の整備や情報通信技術も活用したわかりやすい授業の実施に努めます。	
		福祉教育の推進	東峰学園の児童生徒が、障がいへの理解を深めることができるよう、車椅子の体験や障がいのある人との交流などの福祉教育を推進します。	

## (2) 児童虐待防止

本村においては、これまで児童虐待に関する案件はみられないものの、家庭内や地域で孤立した子育てが増加している背景から、虐待はどの家庭でも起こりうるものです。

今後、児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び心身のケアなど、迅速かつ適切な対応につながるよう、要保護児童対策協議会や県の関係機関等との連携強化に取り組みます。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	虐待の発生予防	赤ちゃん訪問指導事業	保健師等が家庭訪問を実施し、育児によるストレスなど、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対して指導・助言等を行い、子育ての負担軽減を図ります。	保健福祉課
		家庭教育学級	乳幼児・児童生徒の保護者を対象に、子どもの心身の発達、親としての自覚や態度等に関する学習を行います。	教育課 保健福祉課
		児童虐待防止に関する周知・啓発	村の広報紙やホームページ等を活用し、児童虐待防止や相談窓口と児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知・啓発に取り組みます。	保健福祉課
2	虐待の早期発見・早期対応	要保護児童対策協議会	虐待があった場合、要保護児童対策協議会において、要保護児童の個別ケース会議を開催し、迅速な対応を図るとともに、警察や児童相談所等と連携した対応を図り、子どもの安全確保に努めます。	保健福祉課 教育課
		児童虐待に関する対応力の向上	児童虐待が発見しやすい立場にある保育所（園）、学校等の職員に対して、児童虐待に関する研修や学習の機会を設け、対応力の向上を図ります。	
		被害児童に対する支援	虐待を受けた子どもの保護、カウンセリングなど自立に向けた支援に取り組みます。	
		地域の見守りによる子育て支援	民生委員児童委員と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、地域住民同士の声かけなど、子育ての孤立化をなくし、地域と家庭がともに子育てを行っていく地域づくりに努めます。	保健福祉課

## (3) 子育て家庭への経済的支援

家庭の環境によって、必要な経験や学びの機会が得られない、将来の夢や希望がかなえられないといったことがないよう、すべての子育て家庭への経済的支援やひとり親家庭の安定した生活を支援します。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	経済的支援の充実	妊婦健診助成金	妊婦健康診査に係る費用を負担します。（14回を限度）	保健福祉課
		妊産婦歯科検診補助	妊娠中と出産後1年以内に1回ずつの計2回、歯科検診に係る費用を負担します。	保健福祉課
		子育て支援金	子育て世代の経済的負担を軽減するため、出産・小学校・中学校・高校入学の段階ごとに子育て支援金を支給します。	住民税務課
		学校等給食支援事業	児童生徒を対象に、給食費の軽減を目的として給食食材助成を行います。	教育課
		就学援助費	経済的理由により就学困難な児童生徒の給食費や学用品、医療費、校外活動費、修学旅行費等の費用を援助します。	教育課
		学習支援補助事業	小中学生を対象に、英語検定、漢字検定等の受験に要した費用の2分の1を助成します。	教育課
		各種助成制度の周知	国や県、村が実施する経済的支援に資する各種助成制度について、村の広報紙、ホームページを活用し、周知を図ります。	保健福祉課
2	ひとり親家庭への支援の充実	就業支援	ひとり親家庭等が安定した生活を送れるよう、就業に関する相談や情報提供など、ハローワークや県のひとり親サポートセンター等の関係機関と連携を図り、就業を促進します。	保健福祉課



## 5 豊かで安心できる家庭生活・地域生活のための支援

### (1) 男女共同参画意識の醸成

東峰村男女共同参画のむらづくり条例に基づき、職場や地域、家庭等あらゆる場において男女共同参画の実現に向けた取り組みを推進します。また、家庭において男女がともに協力しながら子育て等に取り組むよう啓発します。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	家庭・職場等における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画に関する学習会や講座	男女共同参画社会をめざし、関係機関や団体との連携のもと学習会や講演会などを実施し、男女共同参画意識の醸成に取り組みます。	教育課
		男女共同参画に関する広報・啓発	村の広報紙やホームページを活用し、男女共同参画や育児休業制度について広報を行い、地域住民へのより一層の意識啓発に努めます。	住民税務課
2	育児と仕事の両立支援	働きやすい職場環境の整備	村内の事業主に対し、従業員の子育て支援や育児休業などの制度の整備や取得しやすい職場環境の整備を促進します。	保健福祉課
		女性のスキルアップ	村内外で活動している「女子みらい塾（女性同士のネットワークづくり）」や「女性かがやき隊（女性同士の主体的・創造的な趣味活動や社会活動）」を通して、女性の社会進出を支援します。	教育課
		家族経営協定の普及・啓発	自営業や農業経営における女性の就労環境の是正や地位向上に向けた普及・啓発を行います。	農林観光課
3	父親による子育ての促進	男の料理教室	家事に取り組む機会の少ない男性に対し、料理を通して家事の方法や楽しさを伝えることによって、家庭内における男女共同参画を推進します。	保健福祉課 教育課
		親子で参加できるイベント	父親と子どもが一緒に遊ぶイベントや父親同士の交流の機会など、子どもと父親が同じ時間を共有できる機会を確保します。	

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

公共施設のバリアフリー化の促進など、子どもが健全に育ち、かつ子育て家庭にやさしい生活環境の整備に努めます。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	子育て家庭にやさしい施設環境の整備	子育て世帯にやさしいトイレなどの整備	公共施設や公園などの新設もしくは増築時の機会を捉え、子ども用トイレやオムツ交換ベッドなどの整備促進を図ります。	総務課 教育課
		公共施設の子育てバリアフリー	役場庁舎等の公共施設の子育てバリアフリーが図れるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設の促進、啓発に努めます。	総務課 教育課
2	移住・定住を促す住まいの確保	公営住宅への優先入居	所得制限等が緩和された公営住宅への子育て世帯の優先入居など、経済的負担の軽減を図ります。	建設水道課
		空き家の有効活用	空き家を有効活用し定住促進を図るため、空き家バンク事業に登録された物件の改修費用の助成や引っ越し際の引越費用を助成することで、経済的負担の軽減を図り、移住・定住を促進します	企画政策課
3	子育て世帯が地域とふれあう場・機会の充実	公園等の整備や遊具の点検	子どもや子ども連れの保護者が安心して遊べる場として、公園等の整備や遊具の点検など、維持管理に努めます。	総務課
		東峰村ふれあい促進奨励金	子育て世帯と地域住民の親睦を深める機会を設け、安心して子育てできる地域づくりのために、移住者受入自治会を対象に、空き家バンクを利用した移住者との交流会費用を村が助成します。	企画政策課



## (3) 子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪から守るため、交通安全に関する指導を行うとともに、関係機関が連携しパトロールや見守り活動を行い、地域全体で子どもの安全を確保する体制づくりを推進します。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	地域ぐるみの防犯・交通安全対策の充実	防犯対策の充実	放送による防犯対策の啓発や、「子ども110番の家」「子どもを見守るサポートタクシー」による子どもの緊急避難場所の確保、子どもの見守り活動を行います。	総務課 教育課
		登下校時のパトロールの推進	学校やPTA、各種団体などの地域の関係団体が連携し、交通安全の指導や防犯対策のため、登下校時のパトロールの実施に向けて検討します。	教育課 総務課
		交通安全指導の充実	毎月、定期的な日を設け、村内の交差点において交通安全協会の指導員による街頭指導を実施します。 また、子どもたちを交通事故から守るため、関係団体との連携を図り、保育所（園）や東峰学園において交通安全教室を実施し、交通安全意識の向上に努めます。	教育課 総務課
		インターネットの適切な利用の普及・啓発	インターネットの利用によって、子ども自身が被害者にも加害者にもならないよう、ネットトラブルに関する情報提供やインターネットの適切な利用について、児童生徒や保護者への啓発に取り組みます。	教育課 総務課
2	ハード面の整備による防犯対策の推進	防犯灯等の整備	夜間の通行の安全を確保し、住民の身体、生命及び財産を犯罪や事故等から守るため、防犯灯・防犯カメラの整備・維持管理を適切に行います。	総務課
		学校の防犯対策	子どもたちが多くの時間を過ごす学校において、防犯カメラを設置し、不審者侵入を想定した訓練、防犯教室を実施します。	総務課 教育課
		情報発信	メールやSNSを通じて、不審者情報等の迅速な情報発信を行います。	総務課

(4) 災害時の円滑な避難誘導、安全の確保

平成29年に発生した九州北部豪雨災害の教訓を活かし、今後、防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時や緊急時に適切な対応が図られるよう、行政や関係団体、住民の協働による防災訓練の実施や、子育て世代に配慮した避難施設の整備を進め、子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

No.	施策名	事業名	施策（事業）内容	担当課
1	防災意識の高揚	防災情報の発信	村の広報紙やホームページ、SNSを活用し、緊急連絡先や避難経路の確認などの情報を発信し、日頃から家庭における防災意識を高めます。	総務課
		防災訓練の実施	地域、保育・教育機関、消防、行政の協働による防災訓練を実施します。 また、子どもと親がともに、村内の危険箇所の確認や防災マップの作成に関わり、各家庭の防災意識の高揚を図ります。	総務課 保健福祉課 教育課
2	災害発生時の迅速な対応	避難情報・防災情報の伝達	避難情報や防災情報等を防災行政無線の他、メールやSNS等を活用し、適切かつ迅速な情報伝達を図ります。	総務課
		乳幼児、児童生徒の安全確保	集中豪雨などによって、人的被害が発生するおそれが高まった時に、保育所（園）や学校に在園・在学している子どもにかかる対応について、ガイドラインを作成し、適切かつ迅速な行動が図られるよう徹底します。 また、保護者等との連絡体制を強化します。	保健福祉課 教育課
		子育て世代に配慮した避難施設、避難物資等の整備	地域の住民が避難所としても利用できるような公園整備や子育て世代に配慮した施設の改修、設備を整備します。 また、乳幼児に必要なミルクや紙おむつなど、避難時に必要な物資等を備えます。	総務課 保健福祉課
3	保健・医療・福祉の連携	医療機関、医療従事者等の充実	災害時の医療・福祉・保健機能を維持するため、医療機関等との連携を通じて、医療従事者等の充実を図ります。	総務課 保健福祉課
		カウンセリングの実施	災害で被害を受けた児童生徒に対して、専門家や教職員等によるスクールカウンセリングを行うなど、心のケアを継続的にを行います。	総務課 保健福祉課 教育課

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育の提供区域の設定

本村は平野部から山岳地までの高低差のある地形条件にあり、平野部と山頂部の居住地は国道211号等の幹線道路で結ばれ、沿道に集落が形成されているため、全村で一体となった社会的条件を有します。さらに、村内の教育・保育施設は、村内全域から利用されています。

以上を勘案し、本村の教育・保育の提供区域は、全村の1区域と設定します。

### 2 幼児期の学校教育・保育

【現状】（令和2年1月末日現在）

（単位：人）

施設別	認定区分	1号 （※1） 3～5歳	2号（※2）		3号 （※3）		計
			教育の利用 を希望	左記以外	0歳	1,2歳	
			3～5歳				
幼稚園		0					0
認定 こども園	幼稚園部分	0					0
	保育所部分（注）		3	0	0	0	3
保育所				24	4	15	43
届出保育施設（※4）				0	0	0	0
企業主導型保育施設（※5）				0	0	0	0
特定地域型保育（※6）				0	0	0	0
村外施設利用（注）		0	3	0	0	0	3
計		0	3	24	4	15	46
年齢計			27		4	15	46

※1 子どもが満3歳以上で、幼稚園等の幼児期の学校教育を希望する児童

※2 子どもが満3歳以上で、保護者の就労など「保育を必要とする事由」に該当する児童

※3 子どもが満3歳未満で、保護者の就労など「保育を必要とする事由」に該当する児童

※4 届出保育施設：都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む）が認可していない保育所

※5 企業主導型保育施設：企業が従業員用に運営する施設であり、定員に従業員外の地域枠がある。

※6 特定地域型保育：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

注：認定こども園の保育所部分は、村外施設利用

(1) 見込み量

これまでの実績等に基づき、令和2年度～令和6年度まで、下表のように事業量が見込まれます。

【見込み】

(単位：人)

認定区分 年度別、量の見込み	1号	2号		3号		計
		教育の利用を希望	左記以外	0歳	1,2歳	
	3～5歳	3～5歳				
令和2年度	0	27		5	15	47
		0	27			
令和3年度	0	28		5	15	48
		0	28			
令和4年度	0	29		5	14	48
		0	29			
令和5年度	0	31		5	14	50
		0	31			
令和6年度	0	31		5	14	50
		0	31			

(2) 提供体制確保の方針

事業所の意向等を集約すると、各年度の確保方策は下表のようになります。

【令和2年度】

(単位：人)

認定区分 施設別	1号	2号		3号		計	
		教育の利用を希望	左記以外	0歳	1,2歳		
	3～5歳	3～5歳					
量の見込み	0	27		5	15	47	
		0	27				
確保方策	幼稚園	0					0
	認定こども園	0					0
	保育所部分(注)		2	0	0	0	2
	保育所			45	5	15	65
	届出保育施設			0	0	0	0
	企業主導型保育施設			0	0	0	0
	特定地域型保育			0	0	0	0
	村外施設利用(注)	0	2	0	0	0	2
計	0	2	45	5	15	67	
確保方策一量の見込み	0	20		0	0	20	

注：認定こども園の保育所部分は、村外施設利用

【令和3年度】

(単位：人)

施設別		認定区分		2号		3号		計
		1号	教育の利用を希望		左記以外			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1,2歳	
量の見込み		0	28		5	15	48	
			0	28				
確保 方 策	幼稚園		0					0
	認定 こども園	幼稚園部分	0					0
		保育所部分(注)		1	0	0	0	1
	保育所				45	5	15	65
	届出保育施設				0	0	0	0
	企業主導型保育施設				0	0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0	0
	村外施設利用(注)		0	1	0	0	0	1
計		0	1	45	5	15	66	
確保方策—量の見込み		0	18		0	0	18	

注：認定こども園の保育所部分は、村外施設利用

【令和4年度】

(単位：人)

施設別		認定区分		2号		3号		計
		1号	教育の利用を希望		左記以外			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1,2歳	
量の見込み		0	29		5	14	48	
			0	29				
確保 方 策	幼稚園		0					0
	認定 こども園	幼稚園部分	0					0
		保育所部分		0	0	0	0	0
	保育所				45	5	15	65
	届出保育施設				0	0	0	0
	企業主導型保育施設				0	0	0	0
	特定地域型保育				0	0	0	0
	村外施設利用		0	0	0	0	0	0
計		0	0	45	5	15	65	
確保方策—量の見込み		0	16		0	1	17	

【令和5年度】

(単位：人)

施設別		認定区分		2号		3号		計
		1号	教育の利用を希望		左記以外			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1,2歳	
量の見込み		0	31		5	14	50	
確保方策	幼稚園	0	/		/		0	
	認定こども園	0					0	0
	幼稚園部分	0	0	0	0			
	保育所部分	/	0	0	0			
	保育所	/	/	45	5	15	65	
	届出保育施設	/	/	0	0	0	0	
	企業主導型保育施設	/	/	0	0	0	0	
	特定地域型保育	/	/	0	0	0	0	
村外施設利用	0	0	0	0	0	0		
計		0	0	45	5	15	65	
確保方策—量の見込み		0	14		0	1	15	

【令和6年度】

(単位：人)

施設別		認定区分		2号		3号		計
		1号	教育の利用を希望		左記以外			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1,2歳	
量の見込み		0	31		5	14	50	
確保方策	幼稚園	0	/		/		0	
	認定こども園	0					0	0
	幼稚園部分	0	0	0	0			
	保育所部分	/	0	0	0			
	保育所	/	/	45	5	15	65	
	届出保育施設	/	/	0	0	0	0	
	企業主導型保育施設	/	/	0	0	0	0	
	特定地域型保育	/	/	0	0	0	0	
村外施設利用	0	0	0	0	0	0		
計		0	0	45	5	15	65	
確保方策—量の見込み		0	14		0	1	15	



### 3 地域子ども・子育て支援事業

#### (1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、確実に教育・保育を受け、地域子ども・子育て支援事業等の支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行う事業です。

##### 1) 量の見込み

###### ■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施場所（か所）	1	1	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1	1	1

##### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 利用支援事業は、母子保健型として実施し、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施します。
- ② 村役場の担当課の窓口で対応します。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

##### 1) 量の見込み

###### ■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 か月間、のべ利用回数	60	60	60	60	60	60	60
実施場所（か所）	1	1	1	1	1	1	1

##### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 関係課が連携し、「わくわく子育て広場」として実施します。

### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

およそ生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行います。

#### 1) 量の見込み

##### ■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間、実利用人数	16	12	12	12	12	12	12

#### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 保健師等が訪問して身体計測・育児に関する相談を行います。

### (4) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者からの相談を行い、育児等の向上を図ります。

#### 1) 量の見込み

##### ■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間、実利用人数	1	2	1	1	1	1	1

#### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 見込みはありませんが、必要に応じて保健師等の育児家庭訪問支援員を派遣し、育児・栄養の指導等を行います。

### (5) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。

#### ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

#### ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

1) 量の見込み

■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年間、のべ利用人数	0	0	1	1	1	1	1

2) 提供体制（確保方策）

- ① 村内に、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等はありませんが、保護者の緊急時に利用が見込まれるため、委託などにより提供体制を検討します。

(6) 一時預かり事業

保護者の就労・けがや病気などのために、一時的に家庭において保育することが困難となった乳幼児を、保育所等において、一時的に預かる事業です。

1) 量の見込み

■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 幼稚園の預かり保育 【1号認定】 保育を必要としない (年間、のべ利用人数)	0	0	0	0	0	0	0
② 幼稚園の預かり保育 【2号認定】 保育を必要とする (年間、のべ利用人数)			0	0	0	0	0
③ 一時預かり事業 幼稚園の在園児以外 (年間、のべ利用人数)	3	3	2	1	0	0	0

2) 提供体制（確保方策）

- ① 保育を必要としない幼稚園在園児の預かり保育は、幼稚園がないため実施しません。
- ② 保育を必要とする在園児の預かり保育は、幼稚園がないため実施しません。
- ③ ニーズがあるため、保育所の一時預かりとして実施します。

## (7) 時間外保育（延長保育）事業

時間外保育（延長保育）事業は、標準時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

### 1) 量の見込み

#### ■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1日あたり、実利用人数	3	3	3	3	3	3	3
実施場所（か所）	1	1	1	1	1	1	1

### 2) 提供体制（確保方策）

- ① ニーズがあるため、1か所の保育所（園）で実施します。

## (8) 病児・病後児保育事業

児童が入院治療を要しない病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労等により看病できない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。

### 1) 量の見込み

#### ■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1年間、のべ利用人数	0	0	0	0	0	0	0

### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 村内に、病児・病後児保育事業を実施する機関はなく、ニーズがないため、事業は実施しません。

### (9) 放課後児童クラブ（学童保育所）

保護者が就業又は疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～6年生）に、遊び場や生活の場を提供し、指導員の指導の下で児童の健全な育成を図る事業です。

#### 1) 量の見込み

##### ■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1日あたり、実利用人数	0	0	0	0	0	0	0

#### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 放課後の児童が自習などの活動の場として子ども館を開設していますが、利用が増加しており、施設に収容できなくなっています。
- ② このため、「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室を連携させて実施します。今後、実施に関する具体的な方策について検討を行います。

### (10) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けた人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等があります。

#### 1) 量の見込み

##### ■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年間、のべ利用人数	0	0	0	0	0	0	0

#### 2) 提供体制（確保方策）

- ① ニーズがないため、事業は実施しません。

## (11) 妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布して実施しています。

### 1) 量の見込み

#### ■見込量

年度	実績	見込	推 計				
	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年間、実利用人数	182	112	112	112	112	112	112

### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券（14 回分）を配布し、受診を奨励します。

## (12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

今後、対応について検討します。

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本村においては、入学時、進学時に一時金の支給を行っており継続して実施します。

## (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後も、保育所運営に関して検討を行います。

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

---

### (1) 認定こども園について

#### 1) 認定こども園の開設

現状では、認定こども園の開設を行う事業所はないため、計画期間中の開設は予定しないものとします。

### (2) 保育所、小中学校（東峰学園）との連携の推進

#### 1) 保育所・小中連携の推進

本村においては、保育所、小中一貫校（東峰学園）との間で、幼児教育・保育の必要性の共通理解を図り、村内における小中学校までの一貫した教育指導を推進しています。

今後も、教員・保育士等の交流事業等を通じて、保育所（園）、小中一貫校との連携を進めます。



## 第6章 計画の推進方策

「第2期東峰村子育て支援プラン」（東峰村次世代育成支援行動計画及び第2期東峰村子ども・子育て支援事業計画）の推進にあたっては、家庭や保育所（園）・学校など、地域・事業者・行政が相互の連携を図り、協働した取り組みを進めていくことが重要です。

### （1）周知・啓発

本計画の推進のためには、児童生徒の保護者はもとより、地域住民及び子育て支援の関係者、関係団体が教育・保育、子育て支援に関する情報を共有することが必要であり、本計画及び子育て支援施策に関して情報を公開することが重要となります。

したがって、村のホームページや広報紙等を活用し、教育・保育、子育て支援施策に関する情報の提供に努めます。

### （2）協働による計画の推進

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、住民の意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、次世代育成が地域の住民にとって、身近な課題であり、取り組みであることを啓発し、各種取り組みへの参加・協力を呼びかけます。

### （3）計画の点検・評価・見直し

計画の推進にあたっては、本計画に基づく施策や事業の実施について、点検・評価を行うことが不可欠となります。点検及び評価を毎年度行い、その結果を公表するものとします。

なお、子ども・子育てを取り巻く社会的情勢や国の制度などの変化に対応し、計画に定める量の見込みの実績などを踏まえて、計画の中間年度に計画の一部見直しを行うものとします。



## 關 連 資 料

# 1 東峰村子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、東峰村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 保育所(園)保護者代表
- (2) 小学校PTA代表
- (3) 保育所(園)代表
- (4) 小学校校長
- (5) 民生委員児童委員協議会代表
- (6) 教育委員代表
- (7) 子育て支援センター代表
- (8) 前各号に掲げる者のほか、村長が特に必要であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、村長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(附則 平成27年3月31日 条例第16号)

## 2 東峰村子ども・子育て会議 委員名簿

役 職 名	氏 名	会議役職
保育所（園）保護者代表	坂本 一美	
保育所（園）保護者代表	川村 望	
東峰学園PTA会長	坂本 浩志	
東峰学園PTA副会長	里見 武士	
保育所（園）代表	高倉 直美	
保育所（園）代表	岩橋 ルミ	
東峰学園校長	奈須 啓二	
民生委員児童委員協議会代表	岩田 渉	
教 育 長	佐々木 孝	会 長
区長会代表	元永 彰一	

## 3 東峰村子ども・子育て会議 審議経過

期日	内容
【第1回】 令和2年1月 9日	○第2期東峰村子育て支援プラン（素案）について ○策定スケジュールについて
【第2回】 令和2年2月 6日	○第2期東峰村子育て支援プラン（素案）について
【第3回】 令和2年3月12日	○第2期東峰村子育て支援プラン（素案）について

## 4 用語解説

用 語	解 説
<b>あ 行</b>	
空き家バンク	村内に存在する空き家の有効利用を通して、地域住民と都市住民との交流および移住・定住の促進を図ることを目的に取り組まれているもの。ホームページ等で空き家・土地を紹介し、購入又は賃貸したい人が村へ申請し、契約を行う仕組み。
ICT	Information and Communication Technology の頭文字をとったもので、従来の IT が意味する「情報技術」に、情報・知識の共有といった「コミュニケーション」の重要性や意味を付加したもの。
ALT	Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。
NPO法人	Nonprofit Organization の略で、団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動にあてることを目的に活動を行う法人のことで都道府県が認証を行う。
<b>か 行</b>	
核家族世帯	夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のこと。
教育・保育施設	子ども・子育て支援法に基づき事業者として市町村の確認を受けた「認定こども園」、「幼稚園」及び「保育所」を指す。
ゲストティーチャー	学校の授業やその他の団体の活動などに招かれた一般住民の指導者のこと。様々な知識や経験を持つ人が招かれる。
コーホート法	過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法。
子育て世代包括支援センター	保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関のこと。
子ども食堂	子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動のことで、孤食の解決、子どもと大人たちの繋がりや地域のコミュニティの連携の有効な手段として日本各地で取り組まれている。
子どもを見守るサポートタクシー	子どもたちの健やかな成長を願い、その安全を見守ることを目的として、東峰村を含む朝倉地域の旅客運送業各社により行われている活動のこと。日頃から子どもたちの様子に気を配り、不審者等出没の情報が入った場合は無線で情報を共有し、子どもから救助を求められた場合に対応することとしている。

さ 行	
スクールカウンセラー	心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家のこと。臨床心理士等が配置されている。
スクールソーシャルワーカー	子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のこと。社会福祉士、精神保健福祉士等が配置されている。
SNS	Social Networking Service の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のサービスの総称。
た 行	
地域型保育事業	市町村が認可した小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を行う施設のこと。地域型保育の給付の対象となる。
地域コーディネーター	地域住民や学校との連絡調整を行う人のことで、地域学校協働本部の中核を担うこととされている。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。
な 行	
認定区分	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育などを利用する際に市町村から受ける認定であり、次の3区分が設けられている。 1号＝満3歳以上で教育を希望する場合（利用先：幼稚園、認定こども園） 2号＝満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（利用先：保育所、認定こども園）、 3号＝満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（利用先：保育所、認定こども園、地域型保育）
人日（にんにち）	何人の人が何日利用したかを示した単位。例えば、2人が3日利用した場合は2人×3日＝6人日と計算される。
は 行	
バリアフリー	障害・障壁のないという意味で、日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいう。高齢者や障がい者等にとって安全で住みよい社会を作るための考え方。
ひとり親サポートセンター	平成30年に「福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の名称が改められたもの。就業支援相談員が、ひとり親家庭の母親、父親や寡婦の就職支援を行う。
や 行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

